

第3部 風水害応急対策計画

【施策の体系】

第3編 風水害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

災害応急対策を遂行するための活動体制の確立について定める。

第2章 警戒活動期における災害応急対策活動

災害発生前の警戒を踏まえた災害応急対策活動について定める。

第3章 初動対応期における災害応急対策活動

災害発生後の緊急を要する災害応急対策活動について定める。

第4章 救援期における災害応急対策活動

初動対応期の活動にある程度の目途がたった段階での災害応急対策活動について定める。

第1章 活動体制の確立

町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期する。

第1節 活動体制と動員計画

災害の状況に応じて、迅速な災害応急対策活動を実施できるよう、速やかに職員を動員し、配備体制を整える。

方策	担当部署
第1 職員の配備	各課
第2 初動体制及び警戒体制の設置・運営	各課
第3 動員計画	各課

第1 職員の配備 【各課】

迅速・的確な災害応急対策を遂行するため、風水害時における町の活動体制と配備基準を以下のとおり設定する。

1 初動体制

情報の収集連絡及び災害に対する準備処置を任務として活動する体制

2 警戒体制（第1警戒体制）

本部は設置しないが、通常の組織をもって、情報の収集連絡、予報・警報の伝達及び災害に対する準備処置・応急措置を任務として活動する体制

3 警戒体制（第2警戒体制）

本部を設置しないが、通常の組織をもって被害状況の調査及び応急対策を任務として活動する体制

4 非常体制：本部設置

本部を設置して、全職員の動員による町の組織機能のすべてを挙げて、救助その他の応急対策をもっとも強力に推進する体制

[風水害時の職員の配備体制基準]

活動体制	配備基準			動員計画
初動体制	1 洪水注意報発表時 2 台風接近時における大雨注意報発表時 3 大雨警報・洪水警報発表時 4 その他災害の発生のおそれがあるとき 等			非常体制時対応動員計画表による
警戒体制 第1警戒体制	1 台風接近時における大雨洪水等の気象警報発表時 2 高齢者等避難の発令（警戒レベル3）が検討される災害の発生が予想されるとき 3 災害の発生が予想される場合（台風直撃等）			非常体制時対応動員計画表による

第2警戒体制	1 避難指示の発令（警戒レベル4）が検討される災害の発生が予想されるとき 2 キキクル（大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁HP）により、町域内に「危険（紫）」が表示されたとき 3 土砂災害警戒情報発表時 4 局所的な災害が発生した場合又は相当規模の災害の発生が予想される場合	非常体制時対応動員計画表による
非常体制	1 特別警報発表時 2 キキクル（大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁HP）により、町域内に「災害切迫（黒）」が表示されたとき 3 相当規模の災害が発生又はすでに発生していると予想される場合	全職員

第2 初動体制及び警戒体制の設置・運営 【各課】

1 初動体制

(1) 実施の責任者等

気象警報等が発表された場合に、総務政策課長を責任者として、町は初動体制をとり、速やかに災害情報の収集などを行う。

(2) 警戒体制への移行

気象状況の悪化等により、災害発生のおそれが高まり、必要と認める場合は、警戒体制へ移行する。

2 警戒体制

(1) 実施責任者等

台風直撃等、災害発生のおそれが高まり、必要と認める場合、副町長を責任者として、町は警戒体制をとり、速やかに災害情報の収集及び災害応急対策活動を実施し、必要に応じて非常体制へ移行する。

(2) 警戒体制の弾力的運用

副町長は、災害の規模及び被害状況により必要があると認めるときは、配備体制（第1警戒体制、第2警戒体制）を弾力的に運用する。

(3) 本部設置の準備

参考した各課局長は、状況に応じ速やかに本部の設置に移行し得るよう、次の措置をとる。

- ① 職員の増員及び待機
- ② 災害危険区域の警戒及び情報収集
- ③ 通信（伝達）体制の確立
- ④ その他必要事項

第3 動員計画

【各課】

1 動員の伝達及び体制

(1) 勤務時間内における動員の指令

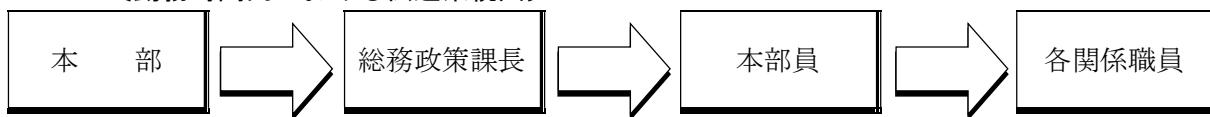
①町長（本部長）の配備指令後、指示された各配備区分等に基づき、総務政策課長が各本部員に伝達を行う。

なお、総務政策課長が不在の場合は、町長（本部長）の指示に基づき議会事務局長が行う。

②各本部員等は、指示された配備体制により、あらかじめ定めた職員ごとの配備に付け、応急対策活動等を命令する。

なお、配備命令を受けた職員は、上司の命に従い直ちに応急対策活動等を実施する。

〔勤務時間内における伝達系統図〕



(2) 勤務時間外における動員の指令

勤務時間外に災害が発生した場合は、日直又は警備員は直ちに総務政策課長に連絡し、町長（本部長）の配備指令後は、指示された各配備区分等に基づき、総務政策課長は本部員に伝達し、伝達を受けた各本部員は、関係する職員へ速やかに伝達する。

なお、気象情報により夜間又は休日に事態の悪化が予想されるときは、勤務時間内に配備指令を行い、災害に備える。

〔勤務時間外における伝達系統図〕



2 動員の原則

職員は、勤務時間外であっても、テレビ、ラジオ等により災害の発生若しくは災害が発生するおそれがあることを覚知したとき、又は被害の発生が予想されるときは、動員命令を待つことなく直ちにあらゆる手段をもって、あらかじめ指定された場所へ事前に参集して、上司の命に従い、直ちに応急対策活動等を実施する。

(1) 所属動員

次に定める職員をあらかじめ指名して災害発生時又は災害発生が予想される場合に、指定された場所へ事前に参集させる。

- ①直近動員により5分以内に参集できる職員
- ②直近動員等によって参集した職員の指揮者として活動できる職員
- ③情報収集要員及び災害対策本部と関係機関との連絡要員
- ④業務上警戒監視、緊急措置等を行うために必要な職員
- ⑤特殊業務を担当する職員
- ⑥応急対策上各本部員が必要と認める職員

(2)動員時の応急配備

各本部員は、職員の参集状況に応じ、必要と認める場合は、あらかじめ定められた者以外の職員を指名して配備に付け、応急活動を命ずる。

なお、職員の参集状況と災害状況を勘案して、順次町長（本部長）の指示に基づく配備体制に移行する。

また、道路が途絶してしまったときは、通常の経路以外から登庁するものとし、登庁が困難な場合は、近隣の避難所及び避難場所から庁舎へ連絡し指示を受ける。

(3)配備状況の報告

各本部員は、所属職員の配備を完了したときは、速やかに町長（本部長）に報告しなければならない。

(4)職員は、勤務時間外等において大規模な災害が発生し、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、最寄りの指定避難所等に非常参集する。

参集後、電話等により、①町の配備体制、②時間を要しても所定の配備につく必要があるかなどを確認する。所定の配備につくことができない職員又は所定の配備につくことを要しないとされた職員は、本部員の指示に従う。

また、災害状況の推移に従い、最終的には所属部署に参集するよう努める。

(5)参集時の留意事項

①職員は、参集に際し、安全かつ活動しやすい服装で参集すること。

②職員は、参集途中において、人命に危険のある事故等に遭遇したときは、付近住民と協力して適切な処置をとらなければならない。

③職員は、参集途上に知り得た被害状況又は災害情報を参集後速やかに本部員に報告しなければならない。

④交通途絶時における職員の参集は、自転車、バイク、徒歩のいずれかによる。

⑤職員は、参集後の服装として、町防災服を着用する。

第2節 災害対策本部の設置・運営

災害発生のおそれがある場合又は災害発生時における災害対策本部の設置要領、運営方法及び事務分掌について定め、関係機関との連携のもと、応急対策を迅速かつ的確に実施する体制を確保する。

方策	担当部署
第1 本部の設置	総務政策課
第2 職員の勤務管理、健康管理及び給食等	総務政策課
第3 本部の組織編成	総務政策課
第4 事務分掌	各課

第1 本部の設置

【総務政策課】

町長は、町の区域に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、防災の推進を図るため町長が必要と認めたときは、役場庁舎内に本部を設置する。

1 本部の設置

(1)設置及び廃止の通知等

本部を設置したときは、町長は直ちに、本部の名称、所管区域並びに設置場所及び時間を、その旨を次表の区分により、通知及び公表する。本部を廃止したときも、その旨を設置したときに準じ通知及び公表する。

通知及び公表先	通 知 及 び 公 表 の 方 法	責 任 者
各課	庁内放送、防災行政無線、電話	総務政策課長
住民	防災行政無線、広報車、報道機関を通じての公表	〃
県本部	県防災行政無線、災害応急復旧用無線電話、電話	〃
関係機関	県防災行政無線、電話	〃
報道機関	口頭又は文書、電話	〃

(2)本部設置場所

①本部は、庁舎1階庁議室に置く。ただし、庁舎が被災し、町長が本部を設置できないと判断した場合には、滑川中学校に設ける。

②本部室には「滑川町災害対策本部」の標識を掲出する。

(3)本部の職務

①災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、町長がその任にあたり、本部の事務を総括し、部の職員を指揮監督する。

②災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長がその任にあたり、本部長を助け、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

③本部員は、各課局長等をもって充て、本部会議の構成員として町の実施する応急活動等に関する重要事項について協議する。

④本部の下に課を置き、本部員（関係課局長等）は本部長の命を受け、課の業務を掌理し、各課職員を指揮監督する。

⑤各課職員は関係する課局等の全職員とし、本部員の命を受けて応急活動等に従事する。

(4) 本部会議の招集と運営

① 本部長は、本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要に応じて本部会議を招集する。

② 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員の全部又は一部をもって構成する。

③ 本部会議の任務は概ね次のとおりとする。

- ア 本部体制の配備及び廃止に関すること。
- イ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- ウ 避難の指示等に関すること。
- エ 災害救助法の適用の申請に関すること。
- オ 自衛隊の災害派遣に関すること。
- カ 指定地方行政機関、指定公共機関等に対する応急措置の実施の要請及び県、他市町村に対する応援の要請等に関すること。
- キ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- ク その他災害対策に関する重要事項

④ 本部会議の事務は、人権・自治振興担当が行う。

(5) 本部運営上の留意事項

① 本部配備要員と連絡活動

本部には、総務政策課職員を配備し、連絡活動にあたる。各課の連絡担当職員は、所属課長が指名する。災害の状況によっては、拡大又は縮小できる。

② 各課の留意事項

- ア 各課職員は、現地調査、他の機関、住民等から収集した被害状況等をとりまとめて、そのつど又は指示したとき、本部事務局に通報する。
- イ 各課は、被災地の視察調査計画、応急対策の実施計画等をとりまとめて本部事務局に通報する。
- ウ 一般被害状況（特に人身、人家被害）については、警察情報との調整、確認を図る。
- エ 本部設置時には、勤務時間外にあっても原則として次の措置をとる。

(ア) 交換業務

- (イ) 防災行政無線の維持
- (ウ) 文書浄書要員の確保
- (エ) 庁内自動車の待機
- (オ) テレビ、ラジオのモニタリング等

オ 総務政策課は、被災地、報道機関等からの被害写真等を収集整理して、関係方面に対する提供の需要に応える。

カ 自動車の配車調整について、総務政策課は次の措置をとる。

- (ア) 本部長、副本部長用車両の確保を図ること。
- (イ) 車両の使用調整は、各課の行動日程を把握して行うこと。
- (ウ) 民間車両の借上げは、各課の需要をとりまとめて実施すること。
- (エ) 警察に対する緊急通行車両等の確認申請手続きは、本部事務局が各課をとりまとめて実施すること。

③ 広報

報道機関に対する被害状況、応急対策状況の発表、資料の配布等は、原則として総務政策課が特定の場所で実施する。

④ 本部縮小の場合の措置

災害状況の推移に応じて、職員配備を縮小し、又は一部の配備を解くとき、当該本部員は、

その旨を必ず総務政策課に連絡するものとし、その非常連絡の措置を定めておく。

2 国、県との連携

町内に国の非常（緊急）災害現地対策本部や県現地災害対策本部が設置された場合には、当該本部と緊密な連絡を図り、協力して災害応急対策を実施する。なお、情報の共有や状況認識の統一を図れるよう、合同会議等の速やかな開催に努める。

3 廃止基準

本部の廃止は、本部長が概ね次の場合に廃止する。

- ①予想される災害の危険が解消した場合
- ②災害発生後における応急対策が概ね完了したと認められる場合

第2 職員の勤務管理、健康管理及び給食等

【総務政策課】

本部長及び本部員は、職員の健康及び勤務状態に常に配慮し、交代要員の確保等適切な措置をとる。

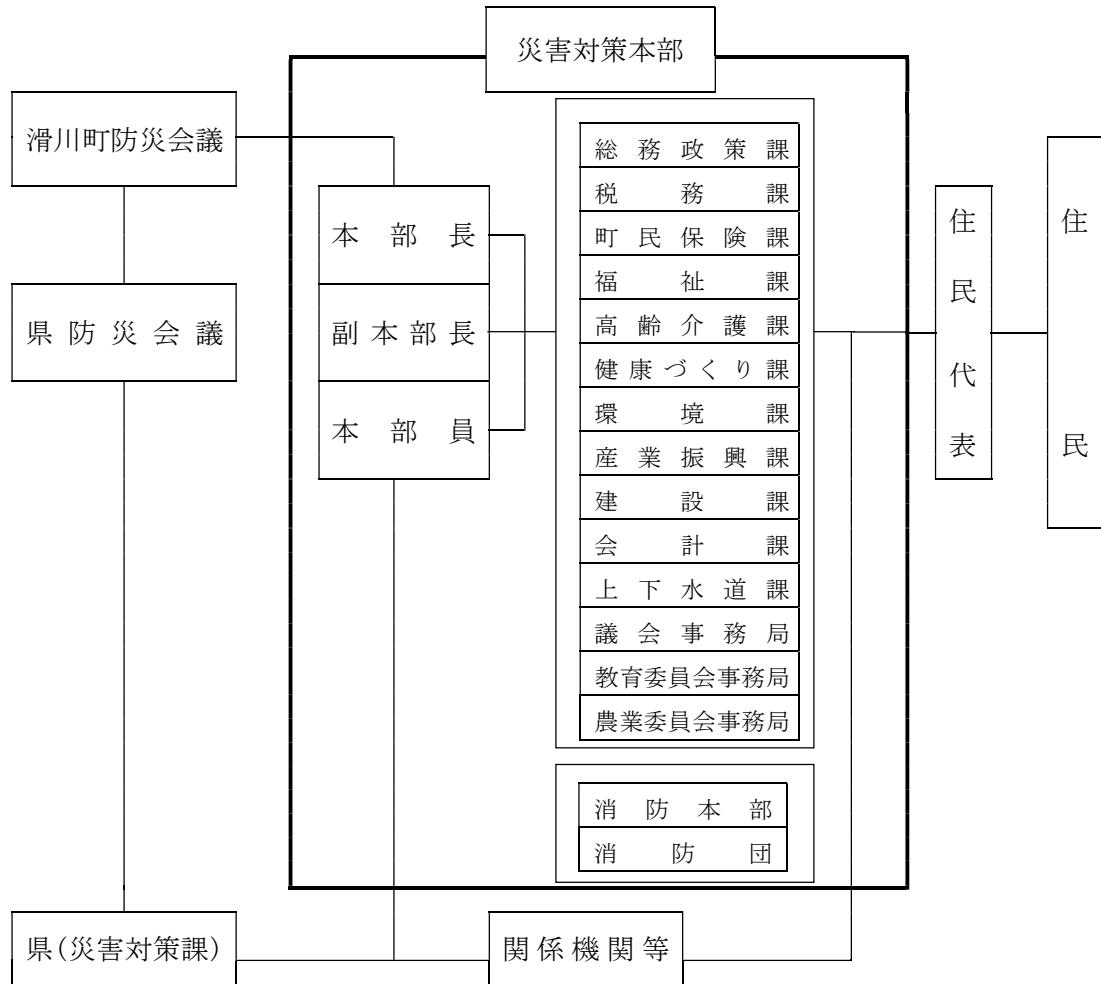
本部は、職員の勤務状況を把握し、必要に応じ応援活動の指示を行う。

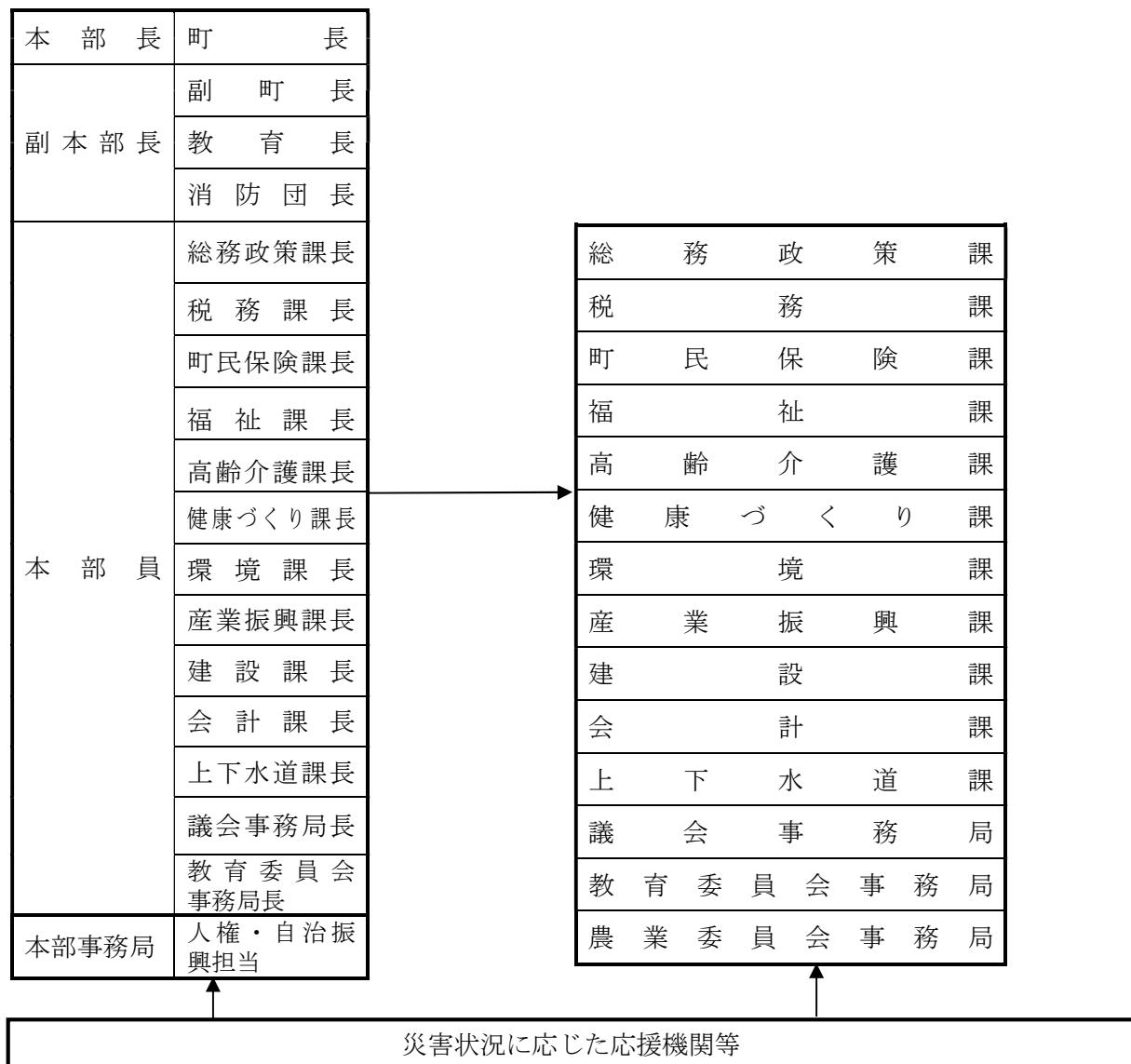
総務政策課は、職員の休憩、仮眠、健康管理、給食、給水等の業務を実施するものとし、必要に応じ、他課に応援を依頼する。

第3 本部の組織編成

【総務政策課】

(1) 系統及び組織図





第4 事務分掌 【各課】

本部員は、本部長の命を受けて所属職員の事務又は業務を掌理し、指揮監督するとともに、各課の事務又は業務を遂行するにあたっての具体的な処理方法を協議し、所属職員各自の責任分担を定めておく。

また、余裕のあるときは、必要に応じ他課の行う事項について応援を分掌する。

職名	担当者名	事務分掌
本部長	町長	本部の事務を総括し、災害対策に従事するすべての職員を指揮監督する。
副本部長	副町長 教育長 消防団長	本部長を助け、本部長に事故があった場合はその職務を代行する。(順位は、副町長、教育長、消防団長の順とする。)
本部員	総務政策課長 税務課長 町民保険課長 福祉課長 高齢介護課長 健康づくり課長 環境課長 産業振興課長 建設課長 会計課長 上下水道課長 議会事務局長 教育委員会事務局長	<ul style="list-style-type: none"> 1 本部の開設及び閉鎖に関すること 2 本部長の命令の伝達に関すること 3 本部会議に関すること 4 自衛隊への災害派遣要請に関すること 5 県、市町村及び防災関係機関への協力・応援要請に関すること 6 防災会議その他の関係機関との連絡調整に関すること

種別	事務分掌
各課に共通する事務	<ul style="list-style-type: none"> 1 職員・来庁者の救助・搬送に関すること 2 各執務場所の被害状況の把握及び保全措置に関すること 3 所管施設の被害状況の把握及び保全措置に関すること 4 所属職員・家族等の安否確認、所属職員の参集状況の把握に関すること 5 使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関すること 6 指揮命令系統及び業務実施体制の確立に関すること 7 所管する施設が指定避難所、指定緊急避難場所として開設された場合の協力に関すること 8 各課との総合調整（応援・協力）に関すること 9 その他本部長の命ずる事項に関すること

第3節 情報通信手段の確保

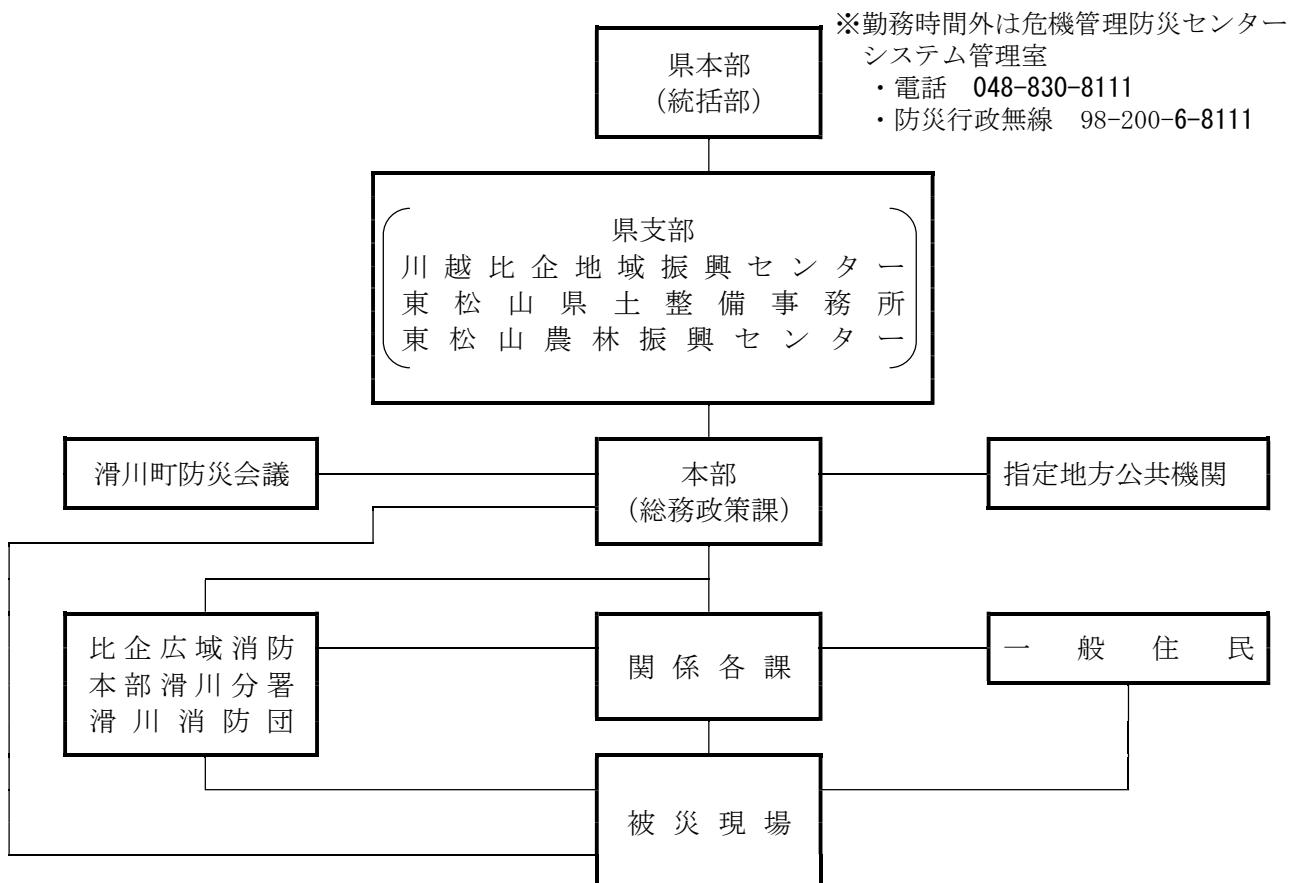
災害情報は、災害応急対策の基礎的要件として不可欠のものであるため、町は、県及び関係機関と緊密な連携をとり、迅速かつ的確に収集する。

方策	担当部署
第1 災害情報の収集・共有・伝達体制	各課
第2 災害通信計画	総務政策課

第1 災害情報の収集・共有・伝達体制 【各課】

1 県及び県内防災関係機関との通信連絡系統

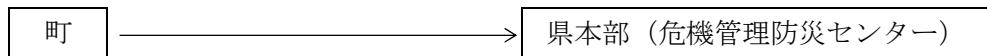
■災害情報の収集及び被害報告の統括系統図



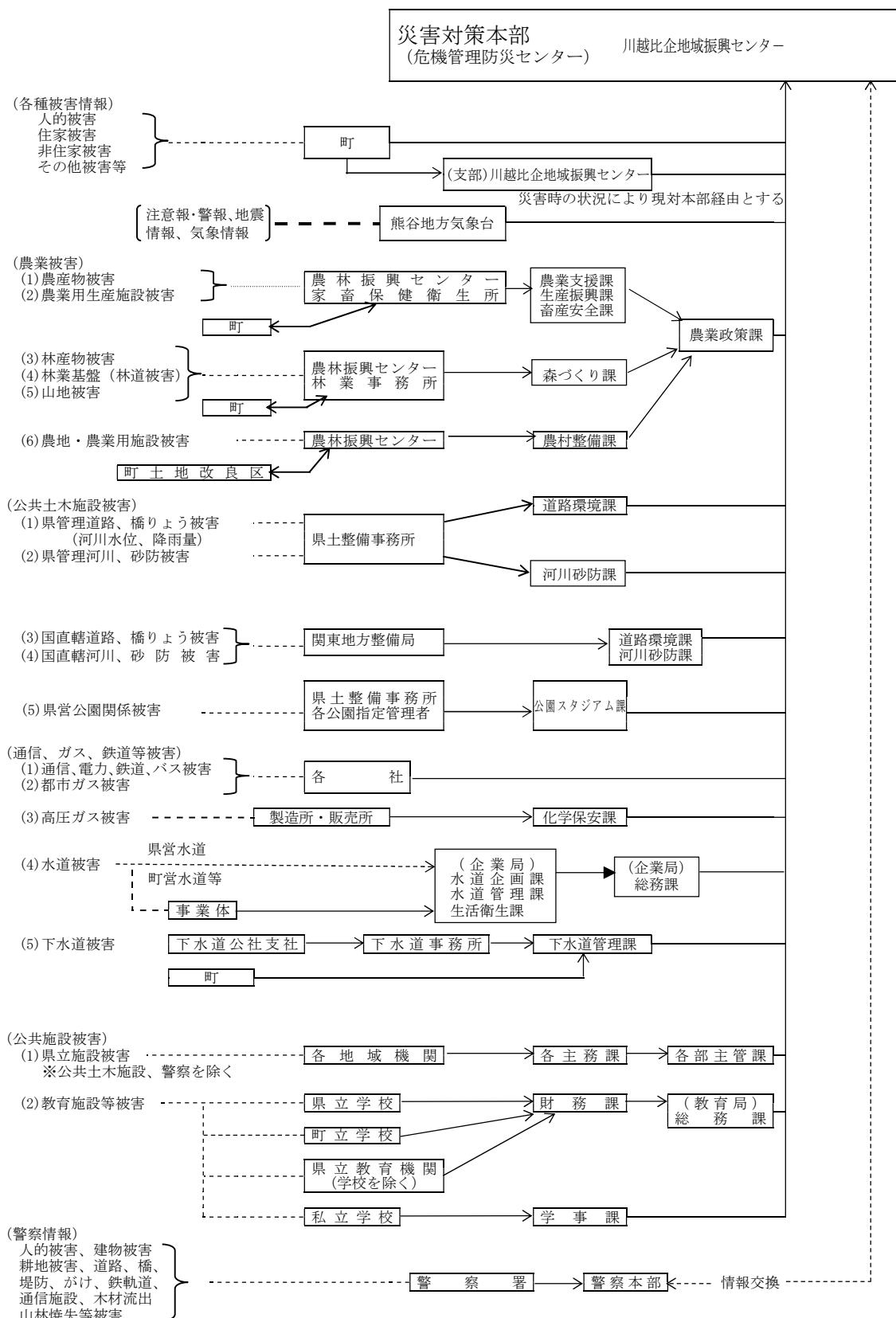
2 被害情報等の伝達系統

被害情報の収集伝達については、有線又は無線電話等のうち、最も迅速かつ的確な手段により行う。すべての通信が途絶した場合は使者を派遣するなど、あらゆる手段をつくして情報の収集伝達を行う。

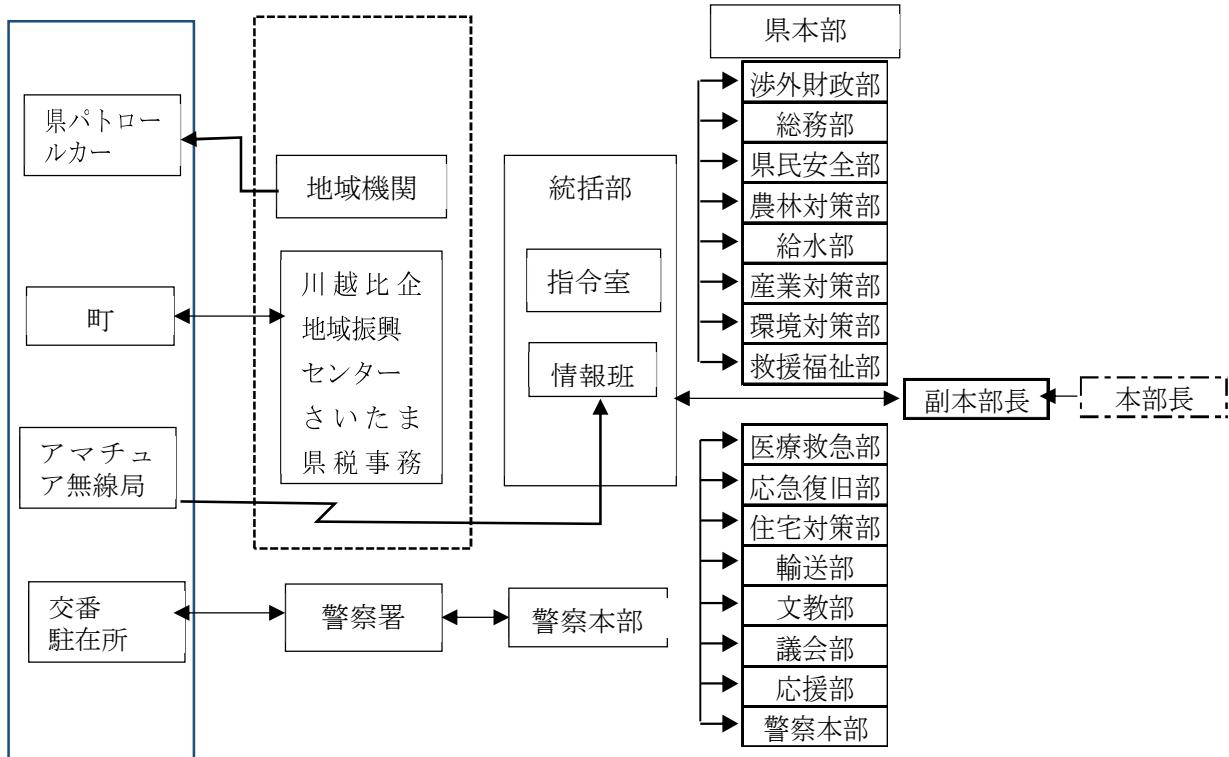
(1) 災害オペレーション支援システムによる報告



(2) 有線電話等の通信連絡が可能な場合



(3) 無線のみの通信連絡となる場合



3 被害等の調査

(1) 被害状況等の調査

被害状況等の調査は、次に掲げる者が関係機関及び団体等の協力、応援を得て行う。

調査事項	調査機関	協力応援機関・団体
人的被害	町(全課)	消防署、消防団、警察署、自主防災会、自治会
住宅等被害	町(全課)	〃
ライフライン被害	町(全課)	各ライフライン関係機関
医療防疫衛生施設関係被害	町(環境課)	保健所
農業関係被害	町(産業振興課)	J A埼玉中央、自治会
林業関係被害	町(産業振興課)	〃
商工業関係被害	町(産業振興課)	商工会
土木施設関係被害	町(建設課)	消防署、消防団、自主防災会、自治会
教育関係施設被害	町(教育委員会事務局)	〃
県有財産被害	埼玉県	町、消防署、消防団
町有財産被害	町(会計課)	消防署、消防団、自主防災会、自治会
警察関係施設被害	東松山警察署	町、消防署、消防団
火災即報	比企広域消防本部	町、消防団、自主防災会、自治会
特定の事故即報	東松山警察署	町、消防署、消防団
救急・救助事故即報	比企広域消防本部	町、消防団、自主防災会、自治会
水防実施状況	町(総務政策課)	消防署、消防団

なお、人的被害を最優先調査事項とし、総力をあげて迅速に調査する。

- (2)被害状況等の調査にあたっては、関係機関相互に連係を密にし、脱漏や重複的調査に十分留意し、異なった被害状況は調整する。
- (3)被災世帯員数等については、現地調査のほか、住民登録、食料供給事務関係の諸帳簿と照合する等的確を期する。

4 被害状況等の報告

町は、町の区域内に災害が発生したときは、この計画の定めるところにより、速やかにその被害状況をとりまとめ、災害オペレーション支援システム（使用できない場合はFAX等）で県に報告するとともに、災害応急対策に関する町の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。被害状況等の報告は、当該災害に関する応急対策が完了するまで続ける。

(1)情報総括責任者

情報総括責任者は総務政策課長とし、県本部若しくは県支部に、県本部が設置されていない場合は川越比企地域振興センターに報告する。

(2)被害報告取扱責任者

①住家及び人的被害（火災を除く）取扱責任者は、総務政策課長とする。

なお、県本部が設置されていないときは川越比企地域振興センターに報告する。

②公共土木被害取扱責任者は、建設課長とする。

なお、県本部が設置されていないときは、東松山県土整備事務所に報告する。

③農林被害取扱責任者は、産業振興課長とする。

なお、県本部が設置されていないときは、東松山農林振興センターに報告する。

④火災状況報告（速報）取扱責任者は、総務政策課長とする。

なお、報告先は県災害対策課とする。

(3)報告の基準

災対法に基づく被害報告は、概ね次に該当する場合に県に行う。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

- ①救助法の適用基準に合致するもの
- ②本部を設置したもの
- ③町の被害が軽微な被害であっても、広域的な災害で、全体的に大規模な同一災害のもの
- ④災害に対し、国、県の援助を要するもの
- ⑤災害が当初は軽微であっても、今後上記の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- ⑥地震が発生し、県内で震度4以上を記録したもの
- ⑦その他の災害の状況及びその災害が及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があると認められるもの

(4)報告の種別

①被害速報

本部長は、町内の被害状況について、災害オペレーション支援システムにより報告するが、使用できない場合は、「発生速報」、「経過速報」に分けて、県の所定の様式を用いて報告する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに町関係公共土木被害を優先して報告する。

ア 発生速報

埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。

なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式第1号の発生速報に

より防災行政無線FAX等で報告する。

- 1 災害発生の日時
- 2 災害の原因
- 3 災害発生場所又は地域
- 4 被害の状況
- 5 災害に対し既にとられた措置
本部の設置状況、主な応急措置の状況、その他必要事項
- 6 救助法適用の要否及び必要な救助の種類
- 7 その他必要事項

[資料編] 4—2 被害状況報告様式(1)様式第1号

イ 経過速報

災害発生報告後、被害状況等が判明したものから逐次、災害オペレーション支援システムにより報告するものとし、報告時期は特に指示する場合のほか、2時間ごとに必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムを使用できない場合は、様式第2号の経過速報により防災行政無線FAX等で報告する。

[資料編] 4—2 被害状況報告様式(2)様式第2号

②確定報告

応急対策が終了した後7日以内に、様式第3号の被害状況調により、文書で報告する。

[資料編] 4—2 被害状況報告様式(3)様式第3号

③報告先

ア 被害速報及び確定報告（災害オペレーション支援システムが使用できない場合）

[勤務時間内] 県災害対策課

電話 048-830-8181 FAX 048-830-8159 防災行政無線 98-200-6-8111

[勤務時間外] 危機管理防災部当直

電話 048-830-8111 FAX 048-830-8119 防災行政無線 98-200-6-8111

イ 消防庁への報告先

区分		平日（9：30～18：15） ※消防庁応急対策室	左記以外 ※消防庁宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災行政 無線	電話	TN-90-49013	TN-90-49102
	FAX	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

5 関係機関等の協力体制

関係機関及び防災上重要な施設の管理者は、被害状況及び報告等について、相互に連絡し協力する。

第2 災害通信計画 【総務政策課】

1 災害情報通信に使用する通信施設

町は、災害情報の通報、被害状況の報告等を行う場合、次の優先順位に基づいた通信施設を活

用する。

〔通信手段の優先順位〕

- | |
|-------------------|
| 第1手段 県防災情報システム |
| 第2手段 県防災行政無線電話FAX |
| 第3手段 有線電話FAX等 |

災害オペレーション支援システム

2 非常電報及び緊急電報の利用

町は、災対法第57条、電気通信事業法第8条並びに電気通信事業法施行規則第55条及び第56条の規定に基づき、この計画の定めるところにより非常電報及び緊急電報を活用する。

3 災害情報通信のための通信施設の優先使用

町が災対法第57条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設の優先使用をする場合は、この計画の定めるところにより行う。

(1) 有線電気通信設備及び無線設備を使用する機関等の範囲

警察機関、消防機関、鉄道事業者等

(2) 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する場合

- ①災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めたとき。
- ②災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めたとき。

(3) 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

- ①緊急の場合に混乱を生じないよう、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続きを定めておく。
- ②町が、災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、あらかじめ警察本部長と協議する。

4 非常通信の利用

地震、台風、洪水、雪害、火災その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づき、関東地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信を行うことができる。

(1) 非常通信の運用方法

①非常通信文の内容

非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。

- | |
|--|
| ア 人命の救助に関すること。 |
| イ 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関すること。 |
| ウ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること。 |
| エ 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること。 |
| オ 非常事態に際しての事態の收拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。 |
| カ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。 |
| キ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。 |
| ク 遭難者救援に関すること。 |

- ヶ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。
- コ 鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他の緊急措置に関すること。
- サ 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急装置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関すること。
- シ 災対法第71条第2項の規定に基づき、町長から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。
- ス 人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

②非常無線通信文の要領

- ア 電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。
- イ かたかな又は通常の文書体で記入する。
- ウ 簡単で要領を得たものとし、1通の字数を200字以内（通常の文書体の場合は、かたかなに換算してなるべく200字以内）とする。ただし、通数に制限はない。
- エ あて先の住所、名称、職名及び電話番号を記入すること。
- オ 発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入すること。
- カ 余白に「非常」と記入すること。

③非常通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼しておく。

④非常通信の取扱料

原則として無料である。

(2)非常通信に関する照会等

非常通信に関する照会、問い合わせを行う場合は、下記にすること。

関東総合通信局無線通信部陸上第二課

電話 03-6238-1776（直通）

FAX 03-6238-1769

5 すべての通信が途絶した場合の災害通信

すべての通信が途絶した場合の通信は、使者を派遣して行う。

第4節 相互応援協力

災害等が発生した場合、町職員だけでは対応ができないときは、災対法やあらかじめ締結した相互応援協力に関する協定等に基づき、県や他市町村、民間団体に対して防災活動の応援要請を行い、迅速な災害応急活動を実施する。

方策	担当部署
第1 応援の要請	本部
第2 応援の受入れ	総務政策課
第3 応援要請に対する措置	総務政策課

第1 応援の要請 【本部】

県、他の市町村及びその他の機関に応援要請する場合は、その連絡又は求めに対する調整は、総務政策課があたる。

1 他市町村に対する応援要請

(1) 本部長は、町の地域に係る災害について、必要な応急措置を実施するため必要があると認めたときは、他市町村に対して協力の要請を行う（災対法第67条）。その判断は概ね次のような事態に際して行う。

- ①被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を、町のみでは十分に行えないと判断されるとき。
- ②他市町村等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき。
- ③夜間や暴風雨時で被害状況の把握が十分にできない状況下であって、職員との連絡が困難な事態、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

(2) 応援要請を行うにあたっては、把握できた範囲で次の事項を明らかにして、口頭、県防災行政無線又は電話をもって要請し、後日文書を速やかに送付する。

- ①災害の状況
- ②応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ③応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- ⑤応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- ⑥その他必要な事項

[資料編] 9-1 市町村との協定

2 県及び指定地方行政機関への応援要請等

本部長は、県又は指定地方行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関に応援又は応援のあつせんを求める場合は、県（県統括部）に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

[要請事項等]

要 請 の 内 容	事 項	備 考
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	1 災害の状況 2 応援（応急措置の実施）を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 4 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） 6 その他必要な事項	災対法第 68 条
自衛隊災害派遣要請の要求	1 災害の状況及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項	自衛隊法第 83 条
指定地方行政機関等、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又は派遣のあっせんを求める場合	1 派遣又は派遣のあっせんを求める理由 2 派遣又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災対法第 29 条 災対法第 30 条 地方自治法第 252 条の 17
日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請の要求	1 放送要請の理由 2 放送事項 ・希望する放送日時及び送信系統 ・その他必要な事項	災対法第 57 条
消防庁長官への緊急消防援助隊の要請	1 災害の状況（負傷者、要救助者の状況） 2 応援要請を行う消防隊の種別と人員	消防組織法第 44 条

3 消防機関への応援要請

本部長は、消防相互応援協定に基づき、相互に応援する（消防組織法第 39 条）。

4 民間機関への応援要請

指定公共機関及び指定地方公共機関など、あらかじめ協定等により災害時の応援協力体制を締結している民間機関に対し、応援要請内容を明らかにした上で、所定の手続きにより各部から応援協力を要請する。

5 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

町が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

【派遣対象業務】災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援 等

6 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請

県は、県内自治体の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。同制度は、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、以下の 2 つの目的により応援職員の短期派遣を行うものである。

- ①避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援
- ②被災市区町村が行う災害マネジメントの支援

町は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては県を通じて応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

第2 応援の受入れ 【総務政策課】

大規模災害時には様々な枠組みにより物的・人的応援が行われるため、町では、応援の受入れに関する府内調整、受援に関するとりまとめ、調整会議の開催や応援職員への配慮など、受援に関する様々な対応が求められる。これらを円滑に行うため、町は、国、県、他の地方公共団体、関係機関、企業、ボランティア団体等からの応援を迅速かつ的確に受け入れ、被災状況に応じて有効に活用できる受援体制を確立する。

また、応援団体からリエゾンや応援職員が円滑に活動できるよう県に準じた配慮を行う。

1 受援体制の確立

応援の受入れは、総務政策課が統括し、応援の総合窓口として受援業務の調整及び取りまとめを行う。

(1)応援受入れ時の活動拠点・スペースの確保

町は、応援職員、ボランティア及び支援団体が円滑に活動できるよう、平時から庁舎、公共施設等を活動拠点候補として整理し、災害時には被害状況等を踏まえて優先的に活用する。

活動拠点には、原則として次のスペースを確保する。

- ①受入窓口・事務スペース（受付、登録、調整用）
- ②打合せ・ブリーフィングスペース
- ③資機材及び救援物資の一時保管・仕分けスペース
- ④応援職員等の宿泊・休憩スペース（必要に応じて）
- ⑤車両の駐車・荷さばきスペース

(2)応援受入れ事務のフロー

応援受入れ事務の全体の流れは、概ね次のとおりとする。

①受入申出の受付

ア 応援の申出は、原則として総務政策課が一元的に受け付ける。

イ 電話、電子メール、ファクス等により受付を行い、応援元、支援内容、人数・物資量、想定期間等を記録する。

②ニーズとの調整

ア 総務政策課は、府内各課からのニーズ情報と照合し、受入れの要否、規模及び配置先を検討する。

イ 必要に応じて、災害対策本部会議において受入方針の確認を行う。

③受入決定及び通知

総務政策課は、本部長の方針に基づき受入内容を決定し、応援元に対し受入の可否及び条件（集合日時、集合場所、活動内容、活動期間、安全管理上の留意事項等）を通知する。

④活動開始時の対応

ア 応援職員等の受付・本人確認及び登録を行う。

イ 活動内容、指揮命令系統、安全管理、個人情報保護等に関するオリエンテーションを実施する。

ウ 活動場所への案内及び担当部署との引き継ぎを行う。

⑤活動中のフォロー

ア 活動状況の把握及び課題の聴取を行う。

イ 活動内容又は配置先の見直し、活動期間の調整を行う。

ウ 安全衛生、休養確保等に関する配慮を行う。

⑥活動終了時の対応

- ア 活動実績の確認及び必要に応じた報告書の提出依頼を行う。
- イ 応援元に対する活動結果の報告及び謝意の伝達を行う。
- ウ 受援記録の整理及び検証資料としての保存を行う。

(3)救援物資の受入れ

①基本方針

救援物資の受入れ、保管及び配分については、総務政策課が全体調整を行う。国・県等からのプッシュ型支援物資、自主的提供物資、協定に基づく支援物資等の種類ごとに、受入れ及び配分の方法を整理する。

②受入拠点の確保

あらかじめ指定している物資集積拠点（本庁舎、JA 埼玉中央滑川支店）を、被害状況に応じて運用する。拠点において、搬入経路、荷さばきスペース、仮置き場及び避難所等への配送方法を定める。

③受入れ・保管・配分

- ア 救援物資の種類、数量、提供者、入出庫日時等の記録を作成する。
- イ 避難所等のニーズを把握し、配分計画を作成して配送を行う。
- ウ 在庫量を管理し、過不足が生じないよう調整する。

④不要・過剰物資への対応

- ア ニーズと合致しない物資の受入れを抑制するため、事前に受入方針を周知する。
- イ 過剰となった物資については、県等との調整のうえ再配分又は処分方法を検討する。

2 国からの応援受入

国は、大規模な災害に際しては、緊急性に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、また、その他必要な災害活動のあっせんを行う権限を有している。町は、国の応援受入れに際しては、県との連絡を密にして行う。

(1)受入れ時の留意事項

- ①情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化を図る。

②リエゾン（情報連絡員）等への配慮

- ・被害状況や受援ニーズ等を情報提供
- ・災対本部会議等への参加機会の提供
- ・仮眠場所の提供
- ・リエゾン等が自ら宿泊場所を確保できない場合、庁内の会議室等を提供
- ・リエゾン等が自ら携行品（食料、文房具、パソコン等）を準備できない場合、携行品を提供

(2)応援受入れの対応

応援受入れにあたっては、以下の事項を明確にする。

- ①受入れ窓口
- ②応援の範囲又は区域
- ③担当業務
- ④応援の内容

3 地方公共団体からの応援受入れ

他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受入れるために、県及び町が連携して行う。

(1)受入れ時の留意事項

①応援体制の種類

- ア 応援協定市町村
- イ 県内他市町村
- ウ 県外の他市町村

②応援活動の種類

- ア 災害救助に関連する業務（例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等）
- イ 医療応援に関連する業務（例：医療班、航空機、空港の提供等）
- ウ 被災生活の支援等に関連する業務（例：物資の応援、応急危険度判定等）
- エ 災害復旧・復興に関連する業務（例：被災者の一時受入、職員の派遣（事務の補助））

(2)受入れへの対応

- ①受入窓口
- ②応援の範囲、区域及び制約条件
- ③担当業務
- ④応援の内容
- ⑤交通手段及び交通路の確保

4 緊急消防援助隊の受入れ

(1)県調整本部の設置時における緊急消防援助隊の受入れ

県は、被災市町村が二以上の場合には、埼玉県消防応援活動調整本部（以下「県調整本部」という。）を設置する。また、被災地が一の市町村の場合であっても、知事が必要と認める場合は、県調整本部と同様の組織を設置するものとし、県調整本部は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱に基づき、体制を整える。

そのため、町は消防本部と連携しながら、以下の調整事項について、県調整本部に協力する。

〔調整事項〕

- ア 援助消防隊の誘導方法
- イ 援助消防隊の人員、機材数、指揮者等の確認
- ウ 活動拠点の確保

(2)町による緊急消防援助隊の受入れ

町は、県調整本部が設置されない場合は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱に基づき、消防本部と連携して指揮本部を設置し、緊急消防援助隊の受援体制の確立、町が行う災害対策との連携、自衛隊、警察、DMA T等関係機関との活動調整を図る。

5 公共的団体からの応援受入れ

(1)町の区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

(2)公共的団体と活動の例示

①公共的団体

日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会、看護協会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、生活協同組合、青年団、婦人会等

②活動

- ア 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること
- イ 災害時における広報等に協力すること

- ウ 出火の防止及び初期消火に協力すること
- エ 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること
- オ 被災者の救助業務に協力すること
- カ 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること
- キ 被害状況の調査に協力すること

6 ボランティアの応援受入

第3部 第4章 第3節「ボランティア等受入計画」によるほか、以下のとおりとする。

(1) 基本方針

ボランティアの受入れについては、社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターと連携し、被災者ニーズとボランティア活動内容の調整を行う。

(2) 役割分担

社会福祉協議会（ボランティアセンター）は、ボランティアの募集、受付、マッチング及び活動後のフォローを行う。

(3) 留意事項

- ①ボランティア保険への加入の確認
- ②安全衛生、熱中症・感染症対策等に関する周知
- ③個人情報保護、被災者のプライバシーへの配慮

第3 応援要請に対する措置

【総務政策課】

本部長は、災害の発生に伴う応急対策のため近隣市町等から応援要請があったときは、自ら実施する応急措置等に支障がない限り、速やかにこれに応ずる。

〔応援の種類〕

- ① 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその補給に必要な資機材の提供
- ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- ③ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- ④ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- ⑤ 被災者の一時収容のための施設の提供
- ⑥ その他特に要請のあった事項

第5節 自衛隊の災害派遣要請依頼

災害の態様及びその規模から自衛隊の応援が必要な場合は、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。

方策	担当部署
第1 自衛隊の災害派遣基準等	総務政策課
第2 派遣の要請	総務政策課

第1 自衛隊の災害派遣基準等

【総務政策課】

1 自衛隊の災害派遣の原則

自衛隊の災害派遣は、人命の救助を優先して行うもので、次の3原則が満たされることを基本とする。

(1)緊急性の原則

差し迫った必要性があること。

(2)公共性の原則

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。

(3)非代替性の原則

自衛隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

2 派遣を要する災害

災害における人命又は財産保護のため、下記に掲げる事項等の応急対策活動等が、町等において不可能又は困難な災害状況であり、自衛隊の部隊による活動が必要な場合若しくは効果的である場合の災害とする。

(1)被害状況の把握

(2)避難者の誘導、輸送

(3)避難者の搜索、救助

(4)水防活動

(5)消防活動

(6)道路又は水路等交通上の障害物の除去

(7)診察、防疫、病害虫防除等の支援

(8)通信支援

(9)人員及び物資の緊急輸送

(10)炊事及び給水支援

(11)入浴支援

(12)救援物資の無償貸付又は贈与

(13)交通規制の支援

(14)危険物の保安及び除去

(15)予防派遣

(16)その他必要と認める事項

第2 派遣の要請

【総務政策課】

知事に対する自衛隊の派遣要請は、原則として本部長が行う。

1 派遣要請の手続き

本部長が知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明示した文書をもって行う。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、電信、電話等により県（統括部）に依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、直接最寄り部隊に通報し、事後所定の手続きを速やかに行う。

(1) 提出（連絡）先 県危機管理防災部危機管理課

(2) 記載事項

- ① 災害状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を必要とする期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となる事項

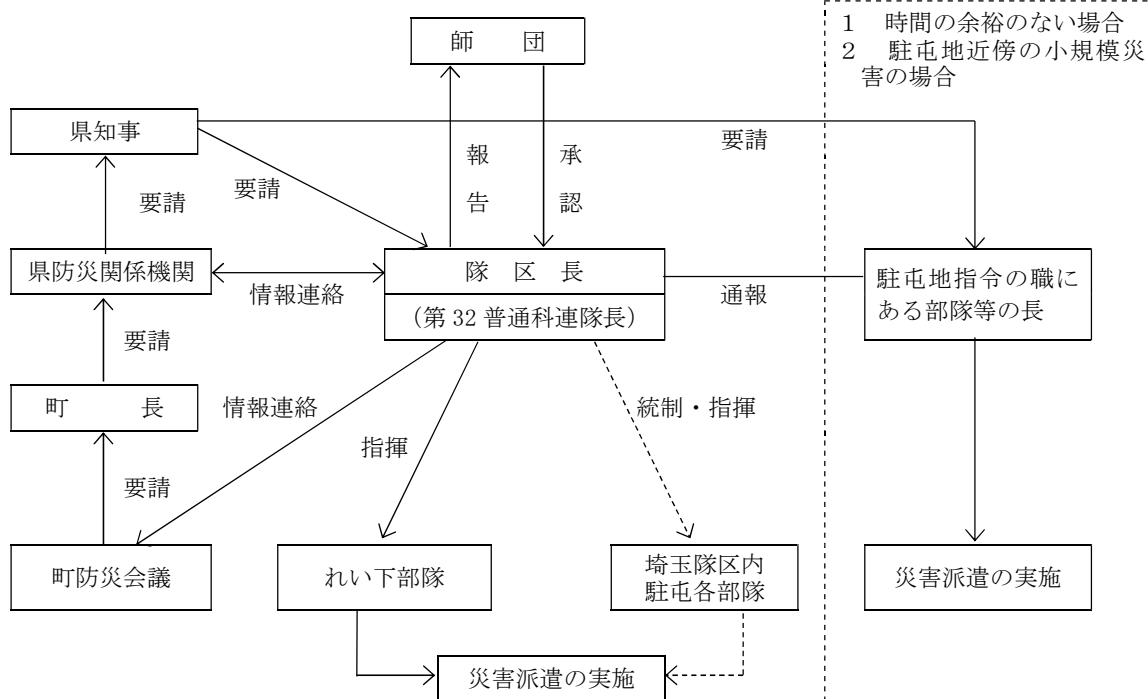
[資料編] 6-1 自衛隊災害派遣要請様式

(3) 派遣要請後の情報連絡

本部長は、知事に対して自衛隊の派遣要請をした後、次に掲げる事項について、速やかに情報連絡を行う。

- ① 派遣を必要とする区域の災害及び被害の状況
- ② 派遣を希望する人員及び任務の概要
- ③ 派遣に必要な装備の概要
- ④ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ⑤ 連絡場所及び連絡者
- ⑥ その他派遣に必要となる事項

(4) 派遣要請の連絡系統



(5)緊急の場合の自衛隊連絡先

部隊名（駐屯地等）	連絡責任者		所 在 地
	時間内	時間外	
陸上自衛隊 第32普通科連隊 (大宮)	第3科長 (048) 663-4241 内線 439	部隊当直司令 内線 402	さいたま市北区 日進町1丁目
陸上自衛隊化学学校 (大宮)	企画室長 (048) 663-4241～5 内線 202・205	駐屯地当直司令 内線 302・218	さいたま市北区 日進町1丁目
航空自衛隊 中部航空方面隊司令部 (入間)	運用第2班長 0429(53)6131 内線2233・2330	中空司令部当直幕僚 内線 2233・2330	狭山市稻荷山2 丁目3番地

2 費用の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。
ただし、他市町村にわたり活動した場合の負担割合は、関係市町村と協議して決定する。

- (1)派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の
購入費、借上料及び修繕費
- (2)派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3)派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- (4)派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- (5)その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議する。

3 派遣部隊の受入

(1)緊密な連絡協力

町及び警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力する。

(2)他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町は、派遣部隊内において自衛隊の作業が他の災害復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

(3)作業計画及び資材等の準備

町は、自衛隊に対し、その作業内容について以下に示す内容を考慮した災害復旧後を見通した先行性のある復旧計画を立てるよう要請するとともに、事前に作業の実施に必要な資料を整えて、諸作業に関係のある管理者、責任者の了解を取り付けるよう配慮する。

- ①作業箇所及び作業内容
- ②作業の優先順位
- ③作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- ④部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(4)自衛隊との連絡窓口一本化

町は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておく。

(5)派遣部隊の受入

町は、派遣された部隊に対し、次の施設等を準備する。

- ①本部事務室

- ②宿舎
- ③材料置場（野外の適当な広さ）
- ④駐車場（車一台の基準は3m×8m）
- ⑤ヘリコプター発着場：2方向に障害物がない広場
 - [資料編] 5-4 ヘリポート予定地
 - [資料編] 2-1 災害時における町内施設等の利用計画

4 派遣部隊の撤収

本部長は、災害派遣部隊の撤収要請を知事に依頼する場合は、派遣部隊の長に協議して行う。

第6節 ボランティア等との連携

災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町及び防災関係機関等だけでは十分に対応できないことが予想されることから、各種ボランティア団体等の活用を図る。

また、災害時において災害応急対策を実施する際に不足する労力については、労働者の雇い上げによって、労務供給の万全を図る。

方策	担当部署
第1 災害ボランティアの派遣要請	総務政策課
第2 町による要員確保	総務政策課

第1 災害ボランティアの派遣要請

【総務政策課】

1 実施体制

災害ボランティアの派遣要請・受入は、町社会福祉協議会を中心として本部との連携の上で実施する。

2 災害ボランティアセンターとの連携

(1) 災害ボランティアセンターは、町社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり、業務を行う。

(2) 情報提供

ボランティア活動が円滑に行われるよう、県社会福祉協議会の協力を得ながら、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

第2 町による要員確保

【総務政策課】

1 要員確保

応急救助の実施に必要な労務の供給は、次の救助を行う者に必要な最小限の労働者の雇い上げによって行う。

(1) 被災者の避難

(2) 医療及び助産における移送

(3) 被災者の救出

(4) 飲料水の供給

(5) 救助用物資の整理分配及び輸送

(6) 遺体の捜索

(7) 遺体の処理

(8) 緊急輸送路の確保

2 費用

町における通常の実費とする。

ただし、救助法が適用された場合は、応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用に要する費用については、町が県に請求する。

[資料] 10-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

第7節 災害救助法の適用

災害救助法は、災害に際して国が応急的に必要な救助を行い、災害にかかった人の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とした法律である。

なお、災害救助法に基づく「救助」は、国の責任において行われるものであるが、その実施に関する事務は、県の法定受託事務である。ただし、知事から救助の実施についてその一部を委任された場合は、本部長が行う。また、委任により本部長が行う事務を除くほか、本部長は、知事が行う救助を補助する。

方策	担当部署
第1 災害救助法の適用基準等	総務政策課
第2 救助法適用の手続き	総務政策課

第1 災害救助法の適用基準等

【総務政策課】

1 実施機関

災害救助法による救助の実施は、本部長の要請に基づき、知事が行うが、知事から救助の実施について、職権の一部を委任された場合の救助については、本部長が行う。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、町の被害が次の各号の一以上に該当する災害で、かつ、現に応急的な救助を必要とするときに実施する。

- (1)町における住家の被害（住家が滅失した世帯の数）が50世帯に達したとき。（基準1号）
- (2)被害が相当広範囲な地域にわたり、県内の被害世帯数が2,500世帯以上であって、町の被害世帯数が、25世帯に達したとき。（基準2号）
- (3)被害が広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が12,000世帯以上であって、町の被害世帯数が多数であるとき。（基準3号）
- (4)被害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。（基準3号）
- (5)多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたときであって、内閣府令で定める基準に該当するとき。（基準4号）
- (6)災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、県が当該本部の所管区域として告示されたときに、町の区域内において災害により被害を受けるおそれがあるとき。（救助法第2条第2項）

[資料] 10-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

3 被害状況の実態把握及び認定

救助法の適用にあたっては、被害の把握及び認定を次の基準で行う。

[住家の滅失等の認定]

項目	認定の基準
住家の滅失等の算定方法	住家が滅失した全世帯数 = (全壊、全焼若しくは流失した世帯数) +1/2 (住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯数)

第3部 風水害応急対策計画 第1章 活動体制の確立
第7節 災害救助法の適用 第2 救助法適用の手続き

項目	認定の基準
	+1/3 (住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯数)
住家の滅失等の認定基準	<p>① 住家が滅失したもの 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 50%以上に達した程度のもの。</p> <p>② 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの 損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のもの。</p> <p>③ 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの ①及び②に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に住居することができない状態となったもの。</p>

[住家及び世帯の単位]

項目	内容
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。学生を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を 1 世帯とする。
住家	現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。 ① 炊事場、便所、離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は合して 1 住家とする。 ② アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれをもつて 1 住家とする。 ③ 学校、病院等の施設の一部に住み込んで居住している者がある場合は、住家とする。

第2 救助法適用の手続き 【総務政策課】

1 救助法適用の手続き

災害に際し、町における災害が上記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、本部長は、直ちに知事に救助法の適用を要請する。

災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待つことができない場合は、本部長は、救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受ける。

県災害対策課 電 話 048 (830) 8181 F A X 048 (830) 8159

2 救助法による救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7 日以内	町
炊き出しその他による食品の給与	7 日以内	町
飲料水の供給	7 日以内	町
被服寝具その他生活必需品の給貸与	10 日以内	町
医療及び助産	14 日以内 (ただし、助産分娩した日から)	医療班派遣=県及び日赤

第3部 風水害応急対策計画 第1章 活動体制の確立
第7節 災害救助法の適用 第2 救助法適用の手続き

	ら 7 日以内)	県支部（ただし、委任したときは、町）
学用品の給与	教科書 1ヶ月以内 文房具 15日以内	町
被災者の救出	3日以内	町
埋葬	10日以内	町
応急仮設住宅の供与	(建設型応急住宅) 20日以内に着工 (賃貸型応急住宅) 速やかに借上げ、提供 ※供与期間はいずれも2年以内	対象者、設置箇所の選定 =町 設置=県（ただし、委任したときは、町）
被災した住宅の応急修理	3ヶ月以内（災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月以内）に完了	町
遺体の捜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町
障害物の除去	10日以内	町

※ 期間については、すべての災害発生の日から起算する。

ただし、知事あて申請し内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

3 救助法が適用されない場合の措置

救助法の適用基準に満たない小災害の場合は、同法に準じて本部長が救助を実施する。

第2章 警戒活動期の応急対策活動

町は、気象情報や河川水位等の状況に応じて、早期から警戒体制を確立し、情報収集・分析を強化するとともに、関係機関との連携体制を整える。さらに、災害発生の危険性に応じ、住民への注意喚起や避難行動の準備を促し、避難所開設の準備等を通じて、被害の発生・拡大の防止に努める。

第1節 風水害に関する情報の収集・伝達

この計画は、注意報・警報等を迅速かつ正確に伝達するため、その種類及び発表基準、伝達組織並びに伝達方法を定めるものである

方策	担当部署
第1 風水害に関する情報の収集	総務政策課
第2 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等	総務政策課
第3 異常な現象発見時の通報	総務政策課

第1 風水害に関する情報の収集 【総務政策課】

風水害の警報等に関する情報の収集は、総務政策課が一元的に収集する。

1 警戒段階で収集すべき情報の例

情報項目	情 報 の 内 容	収集時期	収 集 源	伝達手段・経路等
1 気象警報等、気象情報	予測される雨量等警戒すべき災害事項	発表後即時	・熊谷地方気象台	・防災情報提供システム(気象庁) ・専用回線電話 ・加入電話、テレビ・ラジオ
2 雨量等の気象情報の収集	降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化	随 時	・気象庁アメダス雨量、降水短時間予報 ・県河川砂防課、県土整備事務所(県水防情報システム等) ・各雨量観測実施機関 ・町、消防独自の雨量観測所	・防災情報システム ・町防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・水防無線
	・河川水位、流量等の時間変化 ・内陸滯水の状況	随 時	・県河川砂防課、県土整備事務所(県水防情報システム等) ・消防機関の警戒員 ・自主防災組織	
3 災害危険箇所等の情報の収集	河川周辺地域及び土砂災害警戒区域等における発災危険状況 ・河川の氾濫(溢水、決壊)の予想される時期、箇所 ・土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象	異常の覚知後即時	・町、消防機関等の警戒員 ・自主防災組織、住民	・町防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・アマチュア無線
4 住民の動向	・警戒段階の避難実施状況(避難実施区域、避難人數、避難所等) ・自主避難の状況	避難所収容の後	・避難所管理者 ・避難所勤務要員 ・消防、警察 ・自主防災組織	・町防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

第2 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

【総務政策課】

1 注意報、警報の種類及び発表基準

(1) 注意報・警報等の対象地域、種類及び発表基準

①特別警報・警報・注意報

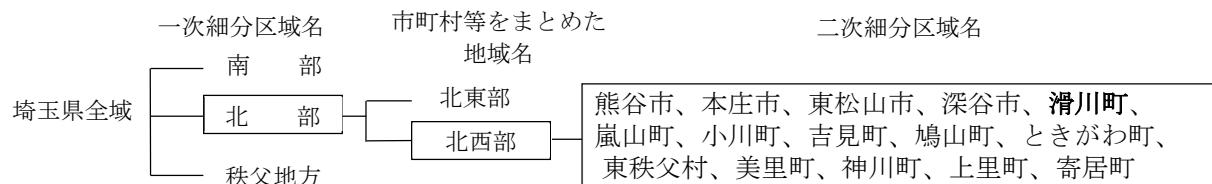
大雨や強風等の気象現象によって、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速等の予想値が時間帯ごとに示されて、発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル（危険度分布）」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

②対象地域

気象特別警報・警報・注意報は、市町村単位（二次細分区域）に区分して発表する。また、特別警報・警報・注意報の発表にあたり市町村をまとめた地域（6地域）を用いることもある。

天気予報は一次細分区域（3区域）に区分して発表する。

なお、本町は、一次細分区域名は「埼玉県北部」、二次細分区域の市町村等をまとめた地域名では「埼玉県北西部」となる。



■埼玉県の地域细分図



資料：気象庁ホームページ

③種類及び発表基準

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の種類及び発表基準は、次のとおりである。（以下、本町に關係する種類に限る）

〔特別警報・警報・注意報の概要〕

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害が発生するおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が発生するおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

〔特別警報・警報・注意報の種類の概要〕

特別警報・警報・注意報の種類	概要
特別警報	大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報 大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報 上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等に

第3部 風水害応急対策計画 第2章 警戒活動期の応急対策活動

第1節 風水害に関する情報の収集・伝達 第2 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

特別警報・警報・注意報の種類	概要
	より災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれのあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

〔注意報・警報等の種類及び発表基準（滑川町）〕令和7年5月29日現在

種別		発表基準	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
警報	大雨 洪水	(浸水害)	表面雨量指基準 21
		(土砂災害)	土壤雨量指基準 128
		流域雨量指基準	滑川流域=11, 市野川流域=16.5
		複合基準 ^{*1}	—
		指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
注意報	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm
	大雨 洪水	表面雨量指基準	10
		土壤雨量指基準	92
		流域雨量指基準	滑川流域=8.8, 市野川流域=13.2
		複合基準 ^{*1}	滑川流域=(5, 6.1)
		指定河川洪水予報による基準	—

第3部 風水害応急対策計画 第2章 警戒活動期の応急対策活動

第1節 風水害に関する情報の収集・伝達 第2 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

強風	平均風速	11m/s
風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm
雷	落雷等で被害が予想される場合	
融雪		
濃霧	視程	100m
乾燥	最小湿度 25%	実効湿度 55%
なだれ		
低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下 ^{*2}	
霜	早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下	
着氷・着雪	著しい着氷(雪)で被害が予想される場合	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100mm、かつ、大雨警報発表表中に、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合	

*¹(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。

*² 冬期の気温は熊谷地方気象台の値。

※3 現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄は空白でそれぞれ示している。

※3 警報とは、重大な災害が発生するおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が発生するおそれのある旨を注意して行う予報である。警報等は災害発生に密接に結びついた指標（風速や雨量指数など）が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。

※2 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報等の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報等について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(2)全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的大雨に関する埼玉県気象情報」、「記録的大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する埼玉県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。

[キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等]

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分 布)※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

	<ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の 危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数 の予測値	<p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。</p> <p>流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

①記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

②竜巻注意情報

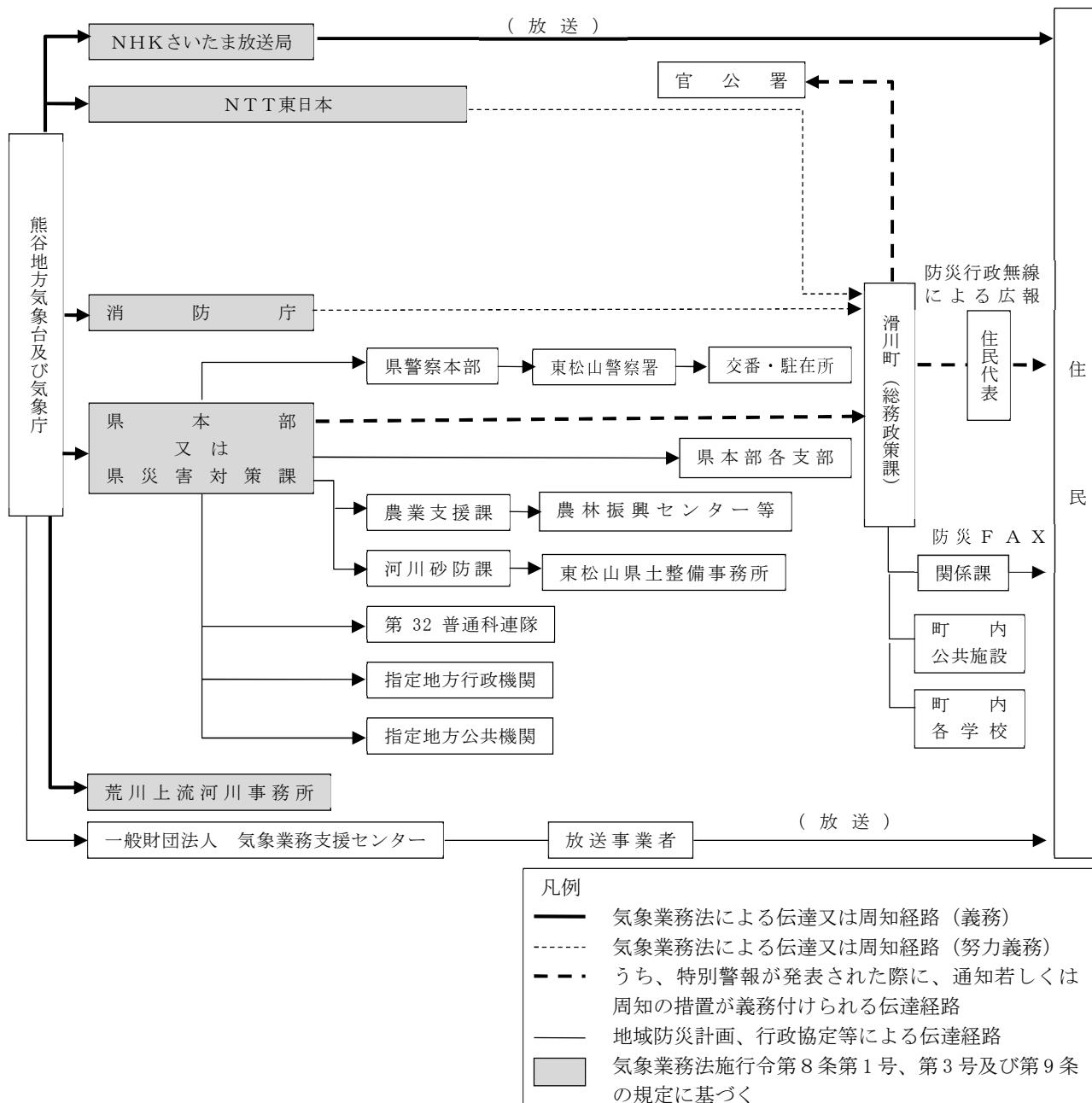
積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で

発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

③その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報、熱中症警戒アラートなどがある。

(3) 伝達系統

[伝達系統図]



2 気象業務法、災対法に基づく土砂災害警戒情報

(1) 目的

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(2) 発表及び解除

発表及び解除は、県と熊谷地方気象台が協議して行う。

伝達系統は、1(3)の伝達系統図による。

3 消防法に基づく火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台長が県知事に通報するもので、県を通じて町や消防本部に伝達される。

通報基準は当日の気象状態が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。

- (1) 最小湿度が25%以下で実効湿度が55%以下になると予想される場合
- (2) 平均風速が11m/s以上、ただし、降雨・降雪中は除く

4 熊谷地方気象台と埼玉県・市町村とのホットラインの運用

- (1) 熊谷地方気象台は、下記の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、県防災担当者又は総務政策課長等へ電話連絡する。
緊急性が高い場合には、首長又は幹部職員に直接連絡を行う。

- ・ 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、さらに災害の危険性が切迫している場合
 - ・ 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
 - (1) 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
 - (2) 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、又は特別警報の切替えをした場合
 - (3) 特別警報を解除した場合
- ※ただし、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

- (2) 町は、避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

第3 異常な現象発見時の通報 【総務政策課】

災対法第54条に基づき、災害が発生するおそれのある異常現象を発見した者の通報は、次の要領による。

1 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報しなければならない。（災対法第54条第1項）

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。（同条第2項）

通報を受けた警察官はその旨を速やかに町長に通報しなければならない。（同条第3項）

2 町長の通報及びその方法

前項の通報を受けた町長は、町防災計画の定めるところにより気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

(1) 通報の中で、気象庁（熊谷地方気象台）に行う事項

① 気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えばたつ巻、強いひょう等

② 地震に関する事項

数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

(2) 気象庁機関の通報先

熊谷地方気象台

第2節 水防活動

町は、水防法及び県水防計画に基づき、洪水・台風等の風水害時に、水災を警戒かつ防御とともに、水害による被害を軽減し、もって公共の安全を保持する。

方策	担当部署
第1 水防体制の確立	総務政策課、建設課
第2 監視、警戒活動	総務政策課、建設課、産業振興課

第1 水防体制の確立 【総務政策課、建設課】

1 町の水防体制

第3部 第1章 第1節「活動体制」を準用する。

2 情報の収集

熊谷地方気象台発表の情報伝達については、第3部 第2章 第1節「風水害に関する情報の収集・伝達」による。

第2 監視、警戒活動 【総務政策課、建設課、産業振興課】

町長は、出動命令を出したときから、河川、ため池等の水防区域の監視及び警戒を厳重にし、現在の被害箇所その他特に重要な箇所を中心に巡回し、異常を発見した場合は直ちに当該河川の管理者及び県土整備事務所長に報告するとともに水防作業を開始する。

[資料編] 1-2ため池

1 水（消）防機関への出動要請

町長は、家屋の浸水、倒壊、土砂崩れ、ため池の損壊等の事態が発生し、又は発生のおそれがあると認められる場合は、水（消）防機関の出動を要請し、町内の危険箇所を巡視し応急対策を行うなど、水災の警戒及び防衛にあたらせる。

2 水防作業上の措置

水防上緊急の必要がある場合においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。調査及び指導等のため、現場に赴く職員は身分証明書を所持しなければならない。

3 決壊時の処置

(1) 通報

町長又は消防機関の長は、堤防その他の施設が決壊したとき、直ちにその旨を所轄県土整備事務所長及び氾濫を予想される方向の隣接水防管理者に通報しなければならない。また、通報を受けた県土整備事務所長はこれを知事、関係各警察署、その他必要な箇所に連絡する。

(2) 警察官の出動要請

堤防等が決壊又は、これに準すべき事態が予想されるときは、町長は警察署長に対して警察官の出動を要請することができる。

(3) 居住者等の水防義務

町長又は消防機関の長は、水防のため、必要がある時はその区域内に居住する者、又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

4 水防解除

水位が氾濫注意水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなったときは、町長は水防解除を命ずるとともに、これを一般住民に周知させ、知事に対してその旨を報告しなければならない。

第3節 避難

町は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、住民を安全地域に避難させ、人命被害の軽減を図る。なお、風水害は地震災害と異なり、気象予報により危険の予測が可能であるため、的確な避難行動により人的被害の発生を防ぐ。

方策	担当部署
第1 避難の指示	総務政策課
第2 避難誘導	各課
第3 避難所の開設等	福祉課、会計課、税務課、町民保険課
第4 広域避難	総務政策課
第5 広域一時滞在	総務政策課

第1 避難の指示 【総務政策課】

1 実施責任者

避難のための立ち退きの指示、立ち退き先の指示、及び必要に応じて屋内での待避等の指示は、次の者が行う。

実施責任者	根拠法令	適用災害	実施の基準
町長及び水防管理者	災対法第60条及び水防法29条	災害全般	町長及び水防管理者は、火災、崖崩れ、洪水、雨水出水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの指示を行うものとする。 この場合、町長は知事に必要な事項を伝達するものとする。
知事	災対法第60条第5項	災害全般	知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対して速やかに立退きの指示を行うものとする。
知事、その命を受けた職員、水防管理者	水防法第29条	洪水、雨水出水	知事又はその委任を受けた職員は、洪水による著しい危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民、滞在者に対して立退きを指示するものとする。
警察官	災対法第61条及び警察官職務執行法第4条	災害全般	町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき。 町長から要求があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、及び特に急を要する場合において危害を受けるおそれがある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。 この場合、警察官は、直ちにその旨を町長に通知するほか、埼玉県公安委員会へ報告する。

第3部 風水害応急対策計画 第2章 警戒活動期の応急対策活動

第3節 避難 第1 避難の指示

実施責任者	根拠法令	適用災害	実施の基準
災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官 (その場に警察官がいない場合に限る。)	自衛隊法第94条	災害全般	災害により危険な事態が生じた場合において警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。 この場合、自衛官は、町長を通じて知事に必要な事項を伝達するものとする。

2 避難指示の内容

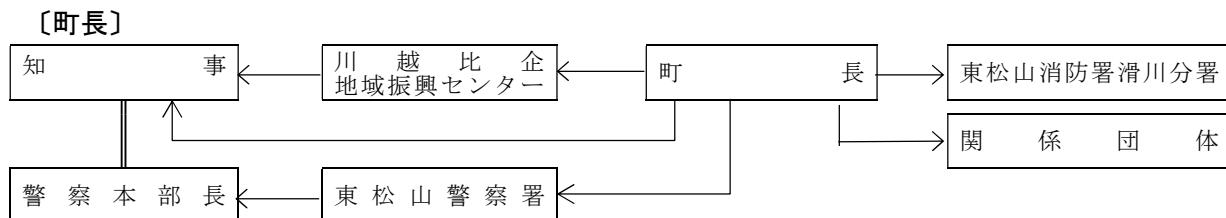
避難指示は、次の内容を明示して行う。

町は、避難指示の発令に際して、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等へ周知する。

- ①要避難対象地域
- ②立ち退き先
- ③避難先及び避難経路（安全な方向及び避難場所の名称）
- ④避難理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
- ⑤避難時の留意事項（電気、ガス、水道による二次災害防止に関するここと、避難行動時の最少携帯品、要配慮者への配慮等）

3 関係機関相互の通知及び連絡

町は、避難の指示者等は避難のための立ち退きを指示したときは、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡する。（注「→」は通知「=」は相互連絡を示す）



4 避難情報の発令

(1)警戒レベルを用いた避難情報の発令

町は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、次の三類型による避難情報を発令する。発令にあたっては、気象情報や河川の水位情報等の把握に努め、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、空振りをおそれず、適切なタイミングで行う。

伝達にあたっては、サイレン、標識によるほか広報車、消防機関による周知、防災行政無線、エリアメール等、あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図る。

避難情報を解除する場合も同様とする。

種別	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	<p>【危険な場所から高齢者等避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難 又は屋内安全確保）する。 ・その他的人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。また、ハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合、自らの判断で屋内安全確保の準備をする。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難（指定緊急避難場所へ立退き避難又は屋内安全確保）をすることが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難指示	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<p>【危険な場所から全員避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。 ・平時からハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生（※1）又は切迫（※2）している状況 <p>※1 災害発生 堤防の決壊により河川の氾濫発生や集中的な土砂災害の発生</p> <p>※2 災害の切迫 水位の推定値等から河川が氾濫している可能性があると判断できる場合や、集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況</p>	<p>【緊急安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」へと行動変容する。 ・災害が発生・切迫している状況を町が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5緊急安全確保が発令された際に取るべき行動を検討する。

(用語の説明)

- 避難：災害から命を守るために行動
- 立退き避難：指定緊急避難場所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難行動
- 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、親戚・知人宅、ホテルなどの近隣のより安全な浸水しない場所・建物等
- 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動。自宅などの居場所や安全を確保できる場所にとどまる「待避」や屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する「垂直避難」を指し、居住者等がハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、自らの判断でとる行動。以下の条件が満たされている必要がある。
 - ・自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域（堤防決壊等により激しい氾濫流や河川浸食が発生する区域）に存していないこと
 - ・自宅等に浸水しない居室があること
 - ・自宅等が一定期間浸水することに伴う支障（食料等の確保や電気、ガス、トイレ等の使用）を許容できること

(2)避難情報の判断基準

避難判断水位等到達情報が発表された場合や土砂災害警戒情報等が発表された場合は、以下の避難指示等の判断基準に基づき、避難情報を発令する。避難情報の発令にあたっては、今後

の気象予測や河川巡視等の情報を含めて総合的に判断する。

〔避難情報の判断基準（河川の氾濫の場合）〕

区分	判断基準
【対象地域の考え方】	
○町洪水ハザードマップの「滑川」「市野川」「和田吉野川」の浸水想定区域が基本	
○避難情報は水害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。	
(「立ち退き避難が必要な区域」か「屋内安全確保の区域」かにより、それぞれの避難行動が異なる。)	
○立ち退き避難が必要な区域	
<ul style="list-style-type: none"> ・堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合を想定し、堤防に沿って一定の幅の区域。 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね0.5mを超える区域の平屋家屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね3mを超える区域の2階建て家屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（命の危険の脅威はないが、長期間の浸水家屋内の孤立が生じるため、立ち退き避難をする。） ・河川の氾濫域内の地下、半地下の空間や建物 	
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 2：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で町内河川に「警戒（赤）〔警戒レベル3相当〕」が表示された場合 3：浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）により、町域内に「警戒（赤）」が表示された場合 4：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
【警戒レベル4】 避難指示	1：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 2：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で、町内河川に「危険（紫）〔警戒レベル4相当〕」が表示された場合 3：浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）で、町域内に「危険（紫）」が表示された場合 4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 5：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、1に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～5のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 （災害が切迫） <ol style="list-style-type: none"> 1：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれがある場合 2：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で町内河川に「災害切迫（黒）〔警戒レベル5相当〕」が表示された場合 3：浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）により、町域内に「災害切迫（黒）〔警戒レベル5相当〕」が表示された場合

区分	判 斷 基 準
	<p>4：町へ大雨特別警報(浸水害)が発表された場合 (災害発生を確認)</p> <p>5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(水防団等からの報告により把握できた場合)</p> <p>※発令基準例1～4を理由に「警戒レベル5緊急安全確保」を発令済みの場合、発令基準例4の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し「警戒レベル5緊急安全確保」を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>
水位観測所	・羽平橋（市野川） [滑川町大字羽尾：県管理] ・精進橋（市野川） [嵐山町大字太郎丸：県管理]
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●避難情報の発令に当たっては、町内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	<ul style="list-style-type: none"> ●解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。

〔避難情報の判断基準（土砂災害の場合）〕

区分	判 斷 基 準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）〔警戒レベル3相当〕」となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3「高齢者等避難」の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3：警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点での発令）</p> <p>※土砂災害の危険度分布は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記の1において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）の発表に基づき警戒レベル3高齢者等避難の発令を検討する。</p>
【警戒レベル4】 避難指示	<p>1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4「避難指示」の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>2：土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険（紫）〔警戒レベル4相当〕」となった場合</p> <p>3：警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点での発令）</p> <p>4：警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合</p>

第3部 風水害応急対策計画 第2章 警戒活動期の応急対策活動

第3節 避難 第1 避難の指示

区分	判 斷 基 準
	※夜間・未明であっても、1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4「避難指示」を発令する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5「緊急安全確保」の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「災害切迫（黒）〔警戒レベル5相当〕」となった場合（災害発生を確認） 3：土砂災害の発生が確認された場合 ※1～2を理由に警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みの場合、3の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5「緊急安全確保」を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
注意事項	●避難情報の発令に当たっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、町内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	●緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）や専門家の派遣を依頼したり、国、県に対し解除の助言を求める。

(3) 避難情報の発令にあたっての留意事項

避難の指示又は高齢者等避難を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

また、できるだけ人心を恐怖状態に陥らせないようにするとともに、火災の予防についても警告する。

なお、周知の際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。

ア 災害の発生状況に関する状況

(ア) 河川が氾濫する等の災害が発生したこと（発生場所や時刻などの具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。）

(イ) 災害の拡大についての今後の見通し

イ 災害への対応を指示する情報

(ア) 危険地区住民への避難指示

(イ) 避難誘導や救助・救援への住民の協力要請

(ウ) 周辺河川や斜面状況への注意・監視

(エ) 誤った情報に惑わされないこと

(オ) 冷静に行動すること

ウ 駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所にいる住民等に対して、迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

5 警戒区域の設定等

(1) 警戒区域設定の指示

町長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

警戒区域の設定にあたっては、次に示すとおり状況に応じて指示を行う。また、指示を行った者は、その旨を関係機関及び住民に周知する。

状況	措置	指示者	対象者
ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災対法第63条、73条）	（ア）立入制限 （イ）立入禁止 （ウ）退去命令	（ア）町長 （イ）警察官（注1） （ウ）自衛官（注3） （エ）知事（注4）	災害応急対策に従事する者以外の者
イ 水防上緊急の必要がある場合（水防法第21条）	（ア）立入禁止 （イ）立入制限 （ウ）退去命令	（ア）水防団長、水防団員 又は消防機関に属する者 （イ）警察官（注2）	水防関係者以外の者
ウ 火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	（ア）退去命令 （イ）出入の禁止 （ウ）出入の制限	（ア）消防吏員又は消防団員 （イ）警察官（注2）	命令で定める以外の者
エ 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	（ア）引き留め （イ）避難 （ウ）必要な措置命令	（ア）警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

（注1）町長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注2）（ア）に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注3）災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、（ア）及び（イ）がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注4）知事は災害によって町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、町長に代って実施しなければならない。

(2) 警戒区域設定の実施

警戒区域の設定を行った者は、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止又はその区域から退去を命ずる。

第2 避難誘導

【各課】

1 避難者の誘導経路

（1）避難路については、できる限り危険な橋、堤防その他新たに災害が発生するおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

（2）選定した経路は、できる限り事前に確認し、危険箇所等には標示、ロープ張り等を行うほか、状況により誘導員を配備し、夜間は、照明灯を確保して事故防止に努める。

（3）浸水池等には、必要に応じ船艇、ロープ等の資器材を活用して、避難の誘導経路の安全確保に努める。

2 避難の誘導及び移送

- (1) 避難の誘導については、各区長及び各自主防災組織と連携し、できるだけ各区域に責任者等を定め、誘導にあたっては、極力安全と統制を図る。また、収容先での救助物資の配給等を考慮し、自治会等の単位で行うこと。避難の誘導を行うものは、避難の立退にあたっての携帯品を必要に応じ最小限（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう指導する。
- (2) 避難の誘導にあたっては、傷病者、高齢者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を優先的に行いうる努めるものとし、誘導中における水没、感電等の事故防止の万全を期する。状況により、老幼病弱者又は歩行困難者には適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。
- (3) 避難にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児などの自力避難が困難な者、また地理に不案内な者、外国人等の要配慮者の確実な避難のため、避難誘導員を配置する。その際、自主防災組織と連携し、地域単位での安全で迅速な避難を図る。また、安全に避難誘導をするため、避難誘導員は地域の災害危険性を踏まえた誘導を行い、水没、感電等の事故防止に努める。
- (4) 町長は、被災地が広範囲で大規模な立退及び移送を要し、町において処置できないときは、知事に応援の要請を行うとともに、状況等によっては隣接市町、東松山警察署等と連絡して、大規模な立退及び移送を実施する。

第3 避難所の開設等

【福祉課、会計課、税務課、町民保険課】

町は、災害により家屋の損壊・損失が生じた場合、あるいは避難の指示が出され住民が避難を行う場合、宿泊、給食等の一時的収容保護を実施するため、避難所を開設する。

また、災害発生の不安により、当該地域の住民からの要請があった場合、避難所を開設する。

なお、災害救助法が適用された場合には、法の定めるところによる。

- 1 避難所を開設したときは、町長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。なお、避難所は、あらかじめ指定した施設において、災害の種類、状況を踏まえて開設する。適当な施設が得られない場合は、野外に仮設建物を設置又は天幕を借上げて開設する。また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国、県や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する。
開設にあたっては、安全点検を速やかに実施し、危険箇所がある場合は避難者を近づけないよう縄張り等を行う。倒壊等のおそれがある場合は、避難所としての使用を中止する。
- 2 町長が避難所を開設した場合には、その旨を公示し、直ちに次の事項を知事に報告しなければならない。
 - ①避難所の開設の目的、日時・場所
 - ②避難所数及び収容人員
 - ③開設期間の見込み
- 3 通常の避難所では困難な在宅の寝たきり高齢者等の避難行動要支援者を受入れるための体制も同時に確立する。なお、福祉避難所については、第3部 第7章 第4節「要配慮者等の安全確保対策」に準ずる。
- 4 町長は、災害状況等により、罹災者の長期避難を要する場合は、応急仮設住宅の設置ができるまでの間、避難所の提供とともに風呂の供給をあわせて行う。
[資料編] 2-2 避難所等
[資料編] 9-3 避難施設関係の協定
- 5 災害救助法が適用された場合の費用等
避難所設置の費用は、資料編に掲げるとおりとする。

[資料編] 10-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

第4 広域避難

【総務政策課】

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

第5 広域一時滞在

【総務政策課】

町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な一時滞在及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

第3章 初動対応期の応急対策活動

風水害の発生又はそのおそれが顕在化した場合、町は、速やかに災害対策本部等の体制を整え、被害状況の把握、住民の避難誘導、救助活動等の初動対応を集中的かつ機動的に実施する。もって、人命の保護を最優先として、被害の拡大防止と地域の安全確保を図る。

第1節 災害情報の収集・伝達・共有

災害情報は、災害応急対策の基礎的要件として不可欠のものであるため、県及び関係機関と緊密な連携をとり、迅速かつ的確に収集・伝達・共有を図る。

方策	担当部署
第1 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達	総務政策課、各課

第1 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達 【総務政策課、各課】

1 収集すべき情報

本部設置後の災害情報については総務政策課が総括して行う。収集すべき情報は、次のとおりである。

■発災段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情 報 の 内 容	収集時期	収 集 源	伝達手段・経路等
1 発災情報	①河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等）、浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 ②がけ崩れ、土砂災害の発生状況（発災箇所、時期、種類、規模等） ③発災による物的、人的被害に関する情報 （特に死者、負傷者等の人的被害及び発災の予想される事態に関する情報）	発災状況の 覚知後即時	<ul style="list-style-type: none"> • 被災現場 • 災害危険箇所等を中心とする警戒区域ごと • 町職員 • 消防団員 • 警察署 • 各公共施設の管理者（避難所） • 自主防災組織、区組織 • 住民 	<ul style="list-style-type: none"> • 防災情報システム • 加入電話 • 専用回線電話 • 消防無線 • 警察無線 • 町防災行政無線移動局 • アマチュア無線 • 災害応急復旧用無線電話（TZ41等） • 孤立防止無線
	④ライフラインの被災状況、応急対策の障害となる各道路、橋梁、鉄道、電気、水道、電話、通信施設等の被災状況		被災後、被害状況が把握された後	<ul style="list-style-type: none"> • 各ライフライン関係機関
2 住民の避難状況	・発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数避難所名等）	避難所収容の後	<ul style="list-style-type: none"> • 避難所管理者、勤務職員 • 消防団員 • 警察署 • 自主防災組織、区組織 	<ul style="list-style-type: none"> • 町防災行政無線移動局 • 消防無線 • 警察無線 • 加入電話 • アマチュア無線

2 情報収集の際の留意事項

- ①町は、災害情報の収集にあたっては、警察署と緊密に連絡する。
- ②被害の程度の調査にあたっては、町内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しなければならない。
- ③被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。
- ④全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。
- ⑤特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。
- ⑥要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

第2節 広報広聴活動

町は、災害発生時に、被災住民等が適切な行動がとれるよう、正確な有用情報の迅速な広報を実施する。また、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談・被災者の安否情報を含む情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の要望に適切に対応する。

方策	担当部署
第1 広報活動	総務政策課
第2 広聴活動及び相談窓口の開設	総務政策課

第1 広報活動

【総務政策課】

1 町における広報

町は、住民及び関係団体等に対し、次により速やかに災害に関する広報を行う。

(1) 広報の窓口

住民に対する広報及び報道機関に対する発表等は、総務政策課が担当する。

なお、本部設置前における勤務時間外の住民に対する広報は、日直者又は警備員が行う。

(2) 広報資料の収集等

住民及び報道機関等に対する広報資料の収集等にあっては、概ね次により行う。

- ①第3部 第3章 第1節「注意報及び警報伝達計画」及び第3部 第3章 第2節「災害情報通信計画」等により伝達、報告された災害情報又は伝達、報告した災害情報
- ②災害現場等において総務政策課等が撮影した被害状況等の写真・ビデオ
- ③県の地域機関、報道機関その他の機関及び住民等が取材した写真及びビデオ
- ④報道機関等による災害現地の航空写真
- ⑤水防及び救助等応急対策活動を取材した写真

(3) 住民に対する広報の方法

収集した災害情報及び応急対策等、住民に通知すべき広報は、広報内容に応じて次の方法により行う。

- ①防災行政無線
- ②報道機関を通じて行う広報
- ③広報車
- ④消防団及び自主防災組織等による口頭伝達、ハンドマイク
- ⑤インターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）
- ⑥携帯電話
- ⑦町役場及び町内主要箇所等における掲示
- ⑧町発行の広報紙（チラシ、広報臨時号等）

(4) 広報の内容

災害の段階	広報の内容
警戒段階の広報	<p>①気象予警報等の発令状況</p> <p>②災害危険区域等に関するここと</p> <p>③避難に関するここと</p> <p>④その他必要な事項</p>

災害の段階	広報の内容
災害発生直後の広報	①災害情報（発生時刻、場所）及び被害状況 ②災害時の一般的注意事項 ③住民及び関係団体等に対する協力要請 ④町の災害対策活動の状況（避難所、救護所の開設状況等） ⑤被災者に対する注意事項 ⑥避難に関するこ（避難指示、避難施設等） ⑦交通状況 ⑧給水及び給食に関するこ ⑨その他必要な事項（二次災害防止情報等）

(5) 広報の記録

町における災害広報の記録は、総務政策課において整理、保管する。

2 報道機関への対応

災害時には、報道機関が被災地に集中し、活発な情報収集、報道活動を展開するため、町と報道機関との間に問題が生じぬよう、次により対応する。

(1) 報道機関に対する情報等の発表は総務政策課が行うものとし、総務政策課長はあらかじめ定めている災害時における広報担当を通じて、可能な限り情報を即時に公開する体制を整えておく。

なお、情報の発表等に際しては、大きな広報板又は掲示板を用意し、最新情報の掲示等により、記者個別のニーズに対応するようにする。

(2) 情報の発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知させて発表する。

(3) 災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況、住民に対する避難の指示及び注意事項をとりまとめ適宜報道機関に発表するとともに、住民への周知徹底の必要のある事項については、速報を依頼する。

(4) 災対法第 57 条に基づく災害警報等の放送要請については、県を通じて行う。ただし、やむを得ない場合は町から直接要請する。

3 広報活動にあたっての留意点

広報の際には、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮して行う。被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされる。

(1) 要配慮者への配慮

視覚障害者にも情報が十分に伝わるよう、点字やボランティアの派遣等の措置を講ずる。聴覚障害者については、手話通訳者の派遣を行うほか、FAX、文字放送等で情報を随時提供していく。

また、外国人に対して多言語による広報やボランティアの派遣等の措置を講ずる。

(2) 帰宅困難者への広報

鉄道事業者・警察と連携し、町内に残された帰宅困難者に対し、次の広報を実施する。

①被災状況

②交通機関の復旧状況

③一時滞在施設、指定避難所

④その他必要事項

(3)被災地から一時的に退去した被災者への配慮

被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう情報伝達経路の確保に努める。

(4)安否不明者等の氏名等公表

町や県、救出・救助活動を実施する警察・消防機関が緊密に連携し、人命を最優先とした効率的かつ円滑な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表を「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」に基づいて行う。

4 災害時の心得

災害時には、すべての面で悪条件が重なり、大きな被害となることが予想されるので、広報を行うにあたっては、特に次の点に注意するよう住民に周知徹底させることとする。

(1)気象情報等によく注意すること。

(2)サイレンに注意すること。

(3)危険が迫ったときは、食料、携行品を準備するとともに、身じたくも軽便なものに変えること。

(4)火の元に十分注意すること。

(5)避難は、救助隊員、警察官等の指示に従うこと。

(6)要配慮者には、他の者が協力して援助すること。

(7)飲料水、食事には充分注意し、感染症予防に努めること。

(8)病人、負傷者は救護班の応急手当を受けること。

(9)被服、寝具、日用品等の救護物資は、被害の状況により十分に供給できないことが予想されるので、相互で協力して使用すること。

(10)家族、隣人等については、常に所在の把握に努め、不明な場合は町に連絡すること。

(11)救助活動等の災害対策に従事できうる状態の者は、現場責任者の指示を受け、その活動に協力すること。

第2 広聴活動及び相談窓口の開設

【総務政策課】

1 広聴活動

(1)被災者に対する広聴の実施

町は、個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を行う。必要があれば県に広聴活動の協力を要請する。

(2)災害情報相談センターへの協力

町は、情報収集や提供等、県が設置する災害情報相談センターの業務に協力する。

2 相談窓口の設置

町は、被災者からの要望、相談等に対し、総合相談窓口を開設し、速やかに関係各部及び関連機関に連絡して早期解決に努める。

各課は協力して、次のような各種相談窓口を設置する。

なお、被災した女性や子どもの心身の健康を守るために、女性や子どもに配慮した健康問題や育児相談・支援に取組む。

(1) 庁舎等での相談窓口の設置

(2) 各避難所の巡回相談

第3節 救出救助・医療救護

災害発生時には、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されるため、消防機関、医師会等との密接な連携により、効率的な出動・搬送体制の確立、迅速かつ柔軟な救急救助、医療救護の実施を図る。

方策	担当部署
第1 基本方針	健康づくり課
第2 救出救助活動	消防本部、消防団
第3 医療、助産活動	健康づくり課

第1 基本方針

【健康づくり課】

1 実施責任者

被災者の救出の実施責任者は本部長が行う。なお災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長は知事の委任を受けて実施する。

2 活動項目

- (1)救出救助
- (2)医療・助産
- (3)傷病者搬送
- (4)精神科救急医療の確保
- (5)保健衛生
 - ①感染症、二次被害予防
 - ②精神ストレスへの対応

第2 救出救助活動

【消防本部、消防団】

1 実施体制

災害発生後の救出活動については、消防団員を中心として、到着した町職員・消防署救助隊員及び住民が協力して行う。

町は、全町的な観点から緊急を要すると判断される地域への救出要員、救出用機材（重機類含む）を順次供給するとともに、県など他機関への応援を要請する。

2 救出救助における活動

- (1)救出救助は、救命の処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救出救助を実施する。
- (2)延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出救助を行う。
- (3)延焼火災が少なく、同時に多数の救出救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救出救助を行う。
- (4)同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救出救助を行う。

3 他機関への応援要請

本部長は、町のみでは対応が困難な場合は、他の防災機関に応援を要請する。

また、必要に応じて、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の出動要請を知事に依頼する。

第3 医療、助産活動 【健康づくり課】

1 医療救護

(1) 医療救護班の編成

①本部長は、必要に応じて医師会等の協力を得て医療救護班を編成し、出動及び医療、助産活動にあたる。また、県災害派遣医療チーム「埼玉DMAT」と連携を図る。

[医療救護班の編成(案)]

医師	1名
看護師長	1名（又は助産師1名）
看護師	2名
主事	1名
自動車操作要員	1名
計	6名

②医療救護活動に従事する医療従事者が不足するなど町で対応できない場合、又は救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、次の事項を明示して県及びその他関係機関に協力を要請する。

- | | |
|------------|------------|
| ア 診療科別必要人員 | イ 必要医療救護班数 |
| ウ 期間 | エ 派遣場所 |
| オ その他必要事項 | |

(2) 医療救護班の業務内容

- ・傷病者に対する応急処置
- ・トリアージの実施
- ・搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- ・軽症者に対する医療
- ・カルテの作成
- ・医薬品等の補給、医療救護班等の派遣要請
- ・助産救護
- ・死亡の確認
- ・遺体の検案への協力（必要に応じて実施）

(3) 救護所の設置

必要に応じ各指定避難所に救護所を設置するとともに、住民に周知を図る。

救護所設置の際は、必要に応じて東松山保健所長の助言を得る。

(4) 病院等の災害時の対応

原則として、診療可能な医療機関は、負傷者の受入体制を整え診療を継続する。ライフライン関連施設等の被害により、院内での診療行為の継続が不可能な医療機関は、救護所やその他の診療可能な医療機関へ、医療スタッフを派遣するとともに、医療用資機材や医薬品等を供給するなど、医療救護活動を支援する。

(5) 精神科救急医療の確保

町は、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

(6) 透析患者等への対応

腎臓透析等、継続的に医療措置を要する慢性疾患への対応について、県、医療機関と連携し、

継続的医療の確保を図る。

(7) 医療品、衛生材料の確保

救護所等で使用する医薬品、衛生材料、医療用資機材は、町の備蓄品、医療救護班の携行品、町内の薬局及び薬店を中心に調達するものとし、不足を生じた場合は、知事へ要請する。輸血用血液の供給は、医療機関が県を通じて日本赤十字社埼玉県支部に依頼する。

(8) 災害救助法が適用された場合の費用

救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、町が医療・助産活動に着手したときに要した費用は、資料編に掲げる範囲において県に請求する。

[資料編] 10-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

2 傷病者等の搬送

トリアージにより適切な医療を必要とする重傷病者は、消防本部その他関係機関の協力を得て、災害拠点病院等の後方医療施設へ迅速に搬送する。

搬送にあたっては、災害発生により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮して行う。

[資料編] 2-5 医療機関

(1) 消防本部による傷病者の搬送

①消防本部は搬送用車両の手配・配車を行う。

②消防本部で対処できない場合は、必要に応じて、県防災ヘリコプターやドクターヘリの要請等を行う。

[資料編] 5-4 ヘリポート予定地

(2) 町による傷病者の搬送

①町は、災害の規模が大きい場合、人命第一の立場から、保有している自動車が使用可能な場合は、必要に応じ自動車により該当する傷病者を搬送することができる。

②町は、傷病者等の搬送に町所有及び消防機関の車両を充てるが、台数の不足などが考えられる場合に備えて県及びその他の機関の車両を使用する。

3 被災者に対する保健活動

(1) 精神保健活動

①災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者等が精神的不調をきたす場合があることから、被災者の精神的ケアの対応を行うため、精神科医療機関又は県に災害派遣精神医療チーム「埼玉D P A T」の派遣を要請し、避難所、応急仮設住宅等への巡回を依頼する。

②町は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

(2) 栄養指導

町は、災害の状況により、栄養指導班を編成し、避難所等に派遣し、炊き出しや給食の管理指導、栄養補給に関することなど、栄養指導活動を行う。

第4節 重要道路の確保

災害時における交通の混乱を防止し、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通及び公共交通の運行を確保する。

方策	担当部署
第1 交通支障箇所の調査及び応急対策	総務政策課、建設課
第2 交通規制	東松山警察署
第3 緊急輸送道路の確保	建設課

第1 交通支障箇所の調査及び応急対策 【総務政策課、建設課】

- 1 町は、町が管理する道路について、災害が発生した場合に当該道路の被害状況を速やかに調査する。調査を行う際は、緊急輸送道路、緊急交通路及び避難路に指定されている路線から優先的に行う。
- 2 調査の結果、支障箇所を発見したときは、速やかに、その路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等を速やかに県（統括部）に報告する。
- 3 被害の状況により、緊急の場合は直ちに交通規制を実施し、通行者及び住民の安全を最優先とした措置を講ずる。災害により道路等が損壊、流失、埋没し、交通が途絶した場合の応急対策は、次のとおりとする。
 - (1)被害が比較的軽微で、応急対策により早急に交通の確保が見込まれる場合は、道路の補強、崩落土等の除去、橋梁の応急補強等、必要な措置を講じ、交通の確保に努める。
 - (2)応急対策に比較的長期の時間を要する場合は、上記応急対策と併せて、付近の適当な場所に一時的な付替道路を開設し、道路交通の確保を図る。
 - (3)一路線の交通が相当程度途絶する場合は、町は付近の道路網の状況を踏まえ、適当な代替道路を選定し、交通標示の設置及び交通機関に対する指示を行い、円滑な交通を確保する。
 - (4)道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も確保できず、被災地域一帯が交通途絶の状態となった場合は、当該地域内で最も効果的かつ比較的早期の復旧が見込まれる路線を選定し、自衛隊派遣計画、障害物除去計画等必要な措置と連携して集中的な応急対策を実施し、必要最小限の緊急交通を確保する。
 - (5)被災の状況、地域の状況等を考慮して、災害復旧用応急組立橋による復旧を検討する。
 - (6)大雪時における主要道路については、早急に除雪し、交通の確保を図る。

第2 交通規制 【東松山警察署】

1 実施主体

災害時において道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設保全上必要があると認めるとき、若しくは災害時における交通確保のため必要が認められるときの通行の禁止及び制限は、道路法並びに道路交通法、災対法の規定に基づき、次に掲げる者が行う。

種別	実施者
国、県道	知事、県公安委員会、東松山警察署長又は警察官

町 道

町長、県公安委員会、東松山警察署長又は警察官

2 町長が行う交通規制

本部長は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すとともに、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

- (1) 本部長は、暴風、大雨、大雪及び地震等における道路上の事故を未然に防止するため、危険箇所を指定した場合若しくは大雨時に一定雨量に達した場合は、積極的にその管理する道路の交通規制を行う。
- (2) 本部長は、その管理する道路について破損、決壊、その他の理由により通行の禁止又は制限する必要があると認められるときは、所定の道路標識及び表示板を設置して交通の安全を図る。

①規制の標識等

交通規制をしたときは規定の標識を立てる。ただし、緊急のため規定の標識を立てることが困難・不可能なときは、適宜の方法によりとりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置をとるとともに、現地において交通整理等にあたる。

ア 規制標識

道路法及び道路交通法に基づき規制したときは、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の定める様式によって、また、災対法に基づき規制したときは、災対法施行規則に定める様式によって表示する。

イ 規制対策等の表示

道路標識等には次の事項を明示して表示する。

- (ア) 禁止制限の対象
- (イ) 規制する区間
- (ウ) 規制する区域、道路の区間又は場所

ウ迂回路の表示

規制を行ったときは、適当な迂回路を表示するなど、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

②報告

規制を行ったときは、次の方法によって報告又は通知する。

ア 報告等の系統

各機関への報告等は次の系統による。



イ 報告事項

各機関は、通知等にあたっては、次の事項を明示して行う。

- (ア) 禁止制限の種別と対象
- (イ) 規制する区間
- (ウ) 規制する期間
- (エ) 規制する理由

(オ)迂回路その他の状況

第3 緊急輸送道路の確保

【建設課】

災害時における被災者の避難、物資の輸送等を迅速確実に行えるよう、緊急輸送道路に指定されている道路の管理者は、道路の確保を図る。

1 道路の確保

道路の障害物の除去等は道路管理者が行うが、道路管理者が対応できない場合は、災対法第64条第2項により、本部長判断で、障害物の除去その他の措置を講じる。

2 道路の確保の方法

町道の確保は、町内建設等業者に依頼し、発災後速やかに事業所周辺の道路の障害物の除去や応急復旧にあたる。

障害物の除去の方法については、第3部 第3章 第12節「障害物除去計画」に準ずる。

3 放置車両対策

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

[資料編] 5-1 緊急輸送道路（滑川町内）

[資料編] 9-2 災害時の情報交換に関する協定

第5節 緊急輸送

災害応急対策実施にあたり、人員及び物資等を輸送するため、車両等の調達、緊急輸送計画を策定し輸送力の万全を期する。

方策	担当部署
第1 輸送の基本方針	総務政策課
第2 輸送手段の確保	総務政策課
第3 緊急通行車両確認等	総務政策課、東松山警察署

第1 輸送の基本方針 【総務政策課】

1 基本方針

- (1)被災者の輸送及び応急対策要員並びに物資の輸送（以下「災害輸送」という。）に必要な車両等の確保は、その応急対策を実施するそれぞれの機関が確保する。
- (2)町は、それぞれの機関による確保が困難な時等の場合は、県又は隣接市町に応援を要請して災害輸送に必要な車両等を確保する。
- (3)町は、町内の県が指定する緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する。
- (4)町は、所管する道路については、県に準じて啓開作業を実施する。
- (5)町は、本計画に基づき車両等の調達先及び予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達、あっせん又は人員及び物資の輸送を要請する。

2 緊急輸送の基準

緊急輸送は、原則として次の順位により行う。

- (1)住民の安全を確保するために必要な輸送
- (2)災害の防止、被害の軽減、拡大防止のために必要な輸送
- (3)災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

3 輸送の手段

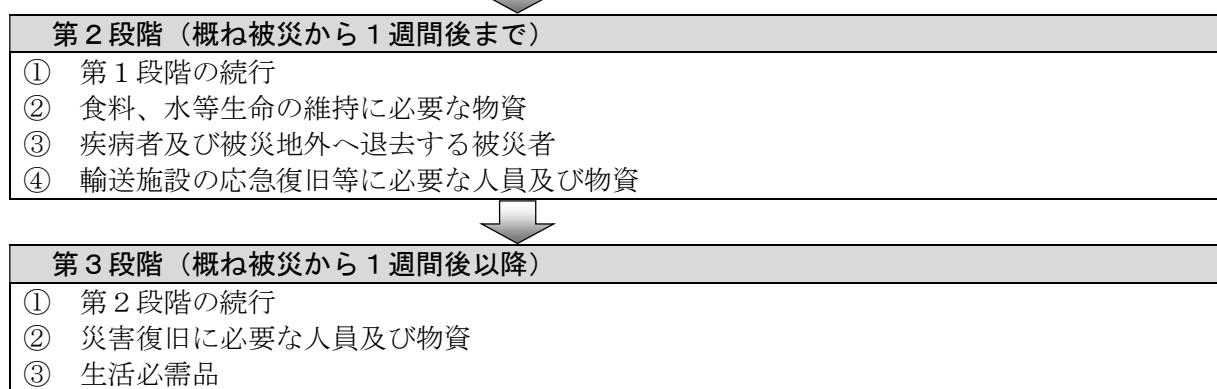
町が行う災害輸送は、次のうち最も適切な方法により実施する。

- (1)貨物自動車等による輸送
- (2)乗用自動車等による輸送
- (3)航空機等による輸送

4 輸送の対象

各段階における輸送対象は、概ね次のとおりである。

第1段階（被災直後）
<p>① 救助・医療活動の従事者及び医薬品等</p> <p>② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資</p> <p>③ 医療機関へ搬送する負傷者等</p> <p>④ 自治体等の災害対策要員、ライフライン施設保安要員など初動の災害対策に必要な人員・物資等</p> <p>⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資</p>



5 災害救助法が適用された場合の費用等

応急救助のための輸送に要した費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求する。

[資料編] 10-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

第2 輸送手段の確保 【総務政策課】

1 調達計画

各課において、輸送に必要な車両等は、災害発生時点で各々保有する車両等を第1次的に使用し、さらに不足を生ずる場合は総務政策課において集中調達する。

災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合には、県に対して調達のあっせん・人員及び物資の輸送を要請する。また、災害時における物資の輸送に関する協定を締結した機関等に輸送を要請する。

[資料編] 5-5 町有自動車

2 配車計画

総務政策課が集中調達した車両等の各課への配車計画は、次のとおりとする。

(1)配車

各課に対する車両等の配分は、災害の状況に応じて定める。

(2)配車手続

各課で車両等を必要とするときは、配車請求書を総務政策課に提出し、総務政策課はこれに基づき集中調達した所要車両等を請求のあった課に引き渡す。

第3 緊急通行車両確認等 【総務政策課、東松山警察署】

災対法第50条第1項に規定する災害応急対策の業務に従事する車両については、緊急通行車両として東松山警察署長に申請する。申請は所定の様式によりそのつど行う。確認後は所定の標章及び証明書が交付される。

緊急通行車両使用者は、交付された標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携帯する。

[資料編] 5-6 緊急通行車両等確認様式

第6節 文教対策

災害時において、園児・児童生徒等及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、町及び町教育委員会は、所管する学校を支援及び指導し、災害時の文教対策の充実を図る。

方策	担当部署
第1 園児・児童生徒等の安全確保	教育委員会
第2 文教施設等の応急復旧	教育委員会、施設管理者

第1 園児・児童生徒等の安全確保 【教育委員会】

1 勤務時間内で災害が発生した場合

(1)避難の指示等

学校長等は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

(2)園児・児童生徒等の安全確保と被害状況の把握

学校長等は、災害発生直後、園児・児童生徒等、教職員の安全を確認するとともに、学校施設及び周辺の被害状況等を速やかに把握し、町教育委員会へ報告し、災害対策に協力するため校舎の管理に必要な教職員を確保するなど、万全の体制を確立する。

(3)園児・児童生徒等の避難及び引渡し

学校長等は、学校施設等の損壊や火災発生等により、園児・児童生徒等に危険が及ぶと判断したとき、あるいは消防職員から避難の指示がある場合、園児・児童生徒等及び教職員を安全な避難場所等へ速やかに避難させる。避難の指示は、非常ベル又は非常放送等により行い、その旨の周知徹底を図る。

また、原則として保護者への引渡しを実施するとともに、必要に応じて保護をする。

(4)臨時休業等の措置

学校長等は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講ずる。また、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について町教育委員会へ速やかに報告する。一斉に臨時休業等の非常措置が必要と判断したときは、防災行政無線等を通じて周知徹底を図る。

2 勤務時間外で災害が発生した場合

(1)被害状況の把握

災害発生後、学校長等及び非常招集した又は待機していた教職員は、施設設備の被害状況及び周辺状況を速やかに把握し、町教育委員会へ報告する。

(2)園児・児童生徒等の安全確認

非常招集した教職員は、園児・児童生徒等及び教職員の安全確認を電話等の方法により実施する。

(3)臨時休業等の措置

学校長等は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講じ、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について町教育委員会へ速やかに報告する。一斉に臨時休業等の非常措置が必要と判断したときは、防災行政無線等を通じて周知徹底を図る。

3 園児・児童生徒等の心身の健康保持

(1)学校長等は、園児・児童生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、

応急の救助及び手当を行うなどその万全を期する。

- (2) 学校長等は、幼稚園、学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防の万全を期する。
- (3) 学校長等は、被災した園児・児童生徒等に対して保健指導やカウンセリング指導を行い、心身の健康保持を図る。

4 避難所開設にむけた協力体制の確立

学校長等は、避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し万全の体制を確立する。

第2 文教施設等の応急復旧

【教育委員会、施設管理者】

1 文教施設等

- (1) 教育長及び学校長等は、被害状況の情報収集に努めるとともに、町は施設等の早期復旧に努める。なお、学校長等は、収集した被害状況を速やかに教育長に報告し、収集する被害状況は、概ね次のとおりとする。

- ①学校施設の被害状況
- ②その他教育施設の被害状況
- ③園児・児童生徒等の被災状況
- ④教員その他職員の被災状況
- ⑤給食用設備の被害状況
- ⑥その他応急措置を必要とする事項

- (2) 教育長は、学校長等が収集した被害状況をとりまとめて、遅滞なく本部長及び県教育委員会に報告する。

- (3) 本部長は、教育長の報告に基づき、速やかに必要な措置をとるとともに、応急処理可能な場合は可及的速やかに補修し、教育の実施に必要な施設・設備の確保に努める。校舎の全部又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎の建設の計画を立て、この具体化を図る。

2 公民館、その他社会教育施設等

本部長は、公民館、その他社会教育施設等の公共施設の被害状況の把握に努めるとともに、各種の災害応急対策に支障をきたすことのないよう、応急修理等の措置を速やかに実施する。

3 文化財対策

町教育委員会は、被害状況を的確に把握するとともに、文化財としての価値を維持するために必要な修理、その他の対策を所有者、管理者等に対し、指示又は指導する。なお、美術工芸品等の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

[資料編] 10-4 指定文化財一覧

第7節 給水活動

災害のため飲料水が干渴又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

方策	担当部署
第1 実施体制	上下水道課
第2 給水方法	上下水道課

第1 実施体制

【上下水道課】

1 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、本部長が行う。なお、救助法が適用された場合は知事が行い、本部長は知事の委任を受けて実施する。

2 災害救助法を適用した場合の実施基準

(1) 給水対象

被災地の必要ある者全員

(2) 期間

災害発生の日から7日以内

第2 給水方法

【上下水道課】

1 飲料水の確保と供給

災害時における応急給水は、原則として被害のない町水道施設の水源を利用するものとし、飲料水の確保及び給水は、被災地の必要な地点に給水所を設け、概ね次の方法により実施する。

(1) 町では、地震耐用止水バルブが設置してある水道タンクがあり、通常時約5,000トン、最悪でも4,000トンの飲料水は確保できるため、給水タンク、ポリタンクにより復旧までの間供給する。浄水が得られない場合には、ろ過器等の活用を図る。

(2) 給水する飲料水が防疫衛生上、滅菌する必要があるときは消毒剤を用い滅菌の上、給水する。

(3) 給水の実施に際しては、給水場所等の広報を防災行政無線等により行う。

(4) 給水の順位は、給食施設（炊き出し場所を含む。）、社会福祉施設等緊急性の高いところから給水を行うとともに、給水する時間は、できる限り、早朝、夜間等においても行う。

(5) 給水方法については、災害直後の混乱期において運搬給水方式は、人的、物的両面から非常に困難と思われるため、原則として指定避難（場）所等を拠点とする拠点給水方式を優先する。

2 応援等の手続き

本部長は、給水の応援を求める必要を認めたときは、知事に要請するものとし、特に緊急を要するときは、隣接市町に応援を要請する。応援の要請の際は、以下の項目を明らかにする。

(1) 供給区域

(2) 供給人口及び戸数

(3) 供給期間

供給期間については、災害発生から応急復旧完了までとし、被災状況等を考慮した応急復旧完了予定期間を連絡する。

(4) 必要給水用資機材

給水タンク、ポリタンク、給水車、運搬車両等

(5) 供給の方法

搬送給水、拠点給水、応急給水栓による給水等の配給等

3 応急給水用機材の仕様と管理計画

応急給水用機材の給水車については、広域消防の水槽付き消防ポンプ自動車又はトラックを利用して行う。

第8節 食料の供給

災害時に、被災者及び災害救助に従事する者に対して供給する食料について、救助限度に必要な食料の確保とその供給の確実を期する。

方策	担当部署
第1 実施体制	町民保険課
第2 食料の調達、輸送等	町民保険課

第1 実施体制 【町民保険課】

1 実施責任者

本部長は、災害時において避難者、被災者及び災害対策従事者等に対し応急的な炊き出し等を行う必要があると認めた場合は、給食又は供給を実施する。なお、救助法が適用された場合は知事が行い、本部長は知事の委任を受けて実施する。

2 供給の決定

(1) 災害救助法適用前

災害により被災し、避難所等に収容され又は食料の確保や自炊の手段を失った住民がある程度の規模で発生して相当の期間、その状態が継続すると判断した場合に行う。

(2) 災害救助法適用後

災害救助法の適用による供給期間は、原則として7日間とし、対象者は次のとおりとする。

- ①避難の指示等により指定避難所等に収容された人
- ②住家が被害を受け、炊事の不可能な人
- ③災害応急対策活動従事者

(3) 給与する食品の品目

前号①から③にあっては、米穀（米飯を含む。）、乾パン、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物、野菜等の副食、味噌、醤油、食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。

乳児に対する給与は、原則として調整粉乳とする。

第2 食料の調達、輸送等 【町民保険課】

1 応急食料の調達

応急供給する食料は、町が備蓄する食料を災害初期に必要量を供給するが、被害の長期化等の状況に応じて充足状況を的確に把握し、米穀販売業者等から必要量を調達する。

(1) 米穀

- ①本部長は、町内の米穀販売業者の手持ち数量が必要数量を下回る場合又は災害により町内の米穀販売業者が通常の供給を行うことができないため、応急供給をする必要が生じた場合は、その所要量を知事に申請し、調達する。
- ②本部長は、交通、通信の途絶等、被災地が孤立等、救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示されている範囲内で、農林水産省生産局又は関東農政局に対し、「米穀の買入・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し供給することができる。

【直接要請を行う場合】

- 町は、政策統括官に直接要請を行う場合は、担当職員は政策統括官付貿易業務課担当者（別紙1）に対し、「災害救助米穀の引渡要請書」（別紙2）に基づく情報（希望数量、引渡場所、引渡方法、担当者名、連絡先等）を電話で連絡するとともに、併せてFAX又はメールを送信後、速やかに当該要請書を郵送する。
- 本部長が直接、政策統括官に要請を行う場合は、必ず、担当職員は、県担当者に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。

(2) その他の食品の調達

本部長は、米穀以外の食品の給与を行う必要が生じたときは、あらかじめ策定した計画に基づいて調達を行うが、不足を生ずる場合は、知事に食品の調達を要請することができる。

(3) 要配慮者への配慮

要配慮者に対しては、必要に応じて要配慮者に配慮した食物アレルギー対応食品や嚥下しやすい食事等の確保を図る。

(4) 配給対象者及び数量の把握

- ①避難所の配給対象者については、それぞれその避難所の責任者からの報告により把握する。
②在宅者については、関係機関及び自主防災組織等の協力を得て把握する。
③災害応急対策活動従事者については、関係各課の協力を得て把握する。

[資料編] 3-4 食料・生活必需品等

[資料編] 9-5 救援物資関係の協定

[資料編] 10-5 町内及び周辺地域の各種事業者(7)食料、日用品等の販売業者

2 食品輸送

(1) 輸送方法等

輸送方法は、原則として貨物自動車による陸上輸送を行うものとして計算し、荷姿は次のとおりとして積載量を計算する。

- ・玄米：紙袋入り 1袋 30 キログラム入り（精米換算 27.3 キログラム）
　　麻袋入り 1袋 60 キログラム入り（精米換算 54.6 キログラム）
- ・精米：紙袋又はビニール袋入り 1袋 10 キログラム入り
- ・乾パン：段ボール箱入り 1箱 128 食入り
- ・アルファ米：段ボール箱入り 1箱 100 食入り（10 キログラム）
- ・乾燥がゆ：段ボール箱入り 1箱 50 食入り
- ・クラッカー：段ボール箱入り 1箱 70 食入り

(2) 集積地（地域内輸送拠点等の物資拠点）の選定

町は、調達した食料を、本庁舎、JA埼玉中央滑川支店に集積する。

(3) 供給食料の搬送体制

食料の搬送は町で行うが、必要に応じて民間車両の協力を要請する。

(4) 集積地（地域内輸送拠点等の物資拠点）の管理

食品の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全を期する。

[資料編] 2-4 指定集積場所

[資料編] 9-7 輸送関連の協定

3 応急食料の配給、炊き出し方法等

(1) 炊き出し等の場所

炊き出しは原則として、指定避難所等あらかじめ指定した場所で行う。

(2) 県への協力要請

本部長は、多大な被害を受けたことにより、町において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、知事に炊き出し等について協力を要請することができる。

(3) 実施状況報告

本部長は、炊き出し、食品の配分その他食品の給与を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

[資料編] 2-3 炊き出し可能場所

4 災害救助法が適用された場合の費用等

食品の給与に要した費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求する。

[資料編] 10-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

第9節 生活必需品等の供給・貸与

災害時に被災者に支給する衣料、生活必需品その他の物資については、その確保と支給の確実を期する。

方策	担当部署
第1 実施体制	町民保険課
第2 生活必需品等の調達、輸送方法	町民保険課
第3 救援物資の供給体制の確立	町民保険課

第1 実施体制

【町民保険課、総務政策課】

1 実施責任者

被災者に対する衣料・寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、本部長が行う。なお、救助法が適用された場合は知事が行い、本部長は知事の委任を受けて実施する。

2 供給の決定

(1) 救助法適用前

災害により、指定避難所等に収容され、又は住家の被害等により生活必需品を損失・き損し、さらに物資の販売機構の混乱により資力の有無に係わらず、直ちに入手することができない住民が、ある程度の規模で発生し、相当の期間その状態が継続すると判断した場合に行う。

(2) 救助法適用後

救助法の適用による給（貸）与は、原則として10日間以内に行うものとし、対象者は、災害により住家が全壊、全焼、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものも含む。）の被害を受けたものであって、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難なものとする。

(3) 供与又は貸与する品目の範囲（現物をもって行う。）

- ①被服、寝具及び身のまわり品
- ②日用品
- ③炊事用具
- ④光熱材料

第2 生活必需品等の調達、輸送方法

【町民保険課】

1 物資の調達

町で備蓄する物資に不足が生じた場合は、充足状況を的確に把握し関係業者より調達する。

なお、調達が困難な場合や緊急を要する時は、相互応援協定による市町村への要請及び県へ備蓄物資の融通等を要請する。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

[資料編] 3-4 食料・生活必需品等

[資料編] 9-5 救援物資関係の協定

[資料編] 10-5 町内及び周辺地域の各種事業者

2 物資の輸送体制の整備

町は、調達した生活必需品を避難所等に輸送する。

(1) 集積地（地域内輸送拠点等の物資拠点）の選定

町は、町内販売業者や他市町村から搬送される衣料や生活必需品を、本庁舎、JA埼玉中央滑川支店に集積することとする。

(2) 供給食料の搬送体制

搬送は町で行うが、必要に応じて民間車両の協力を要請する。

(3) 集積地（地域内輸送拠点等の物資拠点）の管理

集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品物資管理の万全を期する。

[資料編] 2-4 指定集積場所

[資料編] 9-7 輸送関連の協定

3 物資の供給

(1) 供給場所等

供給場所は、原則として指定避難所等とし、自主防災組織、ボランティア等の住民の協力を得て供給を行う。在宅被災者にあっては自主防災組織等の住民組織の協力を得て、供給を行う。

(2) 要配慮者、男女のニーズの違いへの配慮

要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いを把握し、女性用品についても充分な量を確保し、供給する。

(3) 食物アレルギーへの配慮

避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

4 救助法が適用された場合の費用等

生活必需品の給与又は貸与に要した費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求する。

[資料編] 10-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

第3 救援物資の供給体制の確立

【町民保険課】

救援物資が集積場所（地域内輸送拠点等の物資拠点）に滞留して、避難所等の必要な場所に届かないことがないよう、民間物流事業者等に協力を要請し、救援物資の迅速かつ円滑な供給を図る。

1 物流オペレーションチームの編成

本部に、食料、物資、輸送に関わる職員が民間物流事業者と連携した「物流オペレーションチーム」を編成し、物資に関する情報を一元的に管理して、救援物資の受入及び配送の指示を行う。

2 民間物流システムの活用

民間物流事業者が持つ、ノウハウやマンパワー、車両、資機材及び倉庫などを使用し、救援物資の受入、仕分けを行う。

3 品目別の物資の受入

救援物資の協力を申し出る者に、品目別の物資の発送を要請し、あらかじめ品目ごとに指定した倉庫に救援物資を受入れ、保管する。

4 必要な物資に関する情報の逐次発信

不足している救援物資の品目や数量、配送先の倉庫などの情報をインターネット上に公開し、また、マスコミに情報提供を行うなどして、タイムリーな情報を発信する。

第10節 要配慮者等の安全対策

要配慮者等は災害時には、被害を受ける場合が多いため、発災直後の避難誘導から、その後の応急、復旧に至るまで、要配慮者等の実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を積極的に推進する。

方策	担当部署
第1 実施体制	福祉課、高齢介護課
第2 避難行動要支援者等の安全確保	福祉課、高齢介護課
第3 避難生活における要配慮者支援	福祉課、高齢介護課
第4 社会福祉施設等入所者の安全確保	施設管理者
第5 外国人の安全確保	町民保険課

第1 実施体制

【福祉課、高齢介護課】

町は、要配慮者について民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、地域住民等と協力して行う。

〔要配慮者の安全確保における留意点〕

- (1) 要配慮者の把握
声かけ等を通じて、声、音その他の反応を捉え、要配慮者を把握する。
- (2) 協力体制
要配慮者を確認したときは、付近にいる者に協力を求め、救護を行う。
- (3) 保護
救護した要配慮者は、避難所若しくは福祉避難所に保護し、避難所の運営者に必要な協力を求める。

第2 避難行動要支援者等の安全確保

【福祉課、高齢介護課】

1 避難のための情報伝達

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動をとることができるように、防災気象情報（大雨注意報・警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）等）を勘案して、高齢者等避難、避難指示を適時適切に発令する。

2 避難行動要支援者の避難支援

(1) 避難支援の実施

①名簿の情報の提供

避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、名簿情報提供の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報の提供を行う。

風水害等のリードタイムのある災害においては、町は予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿の情報を提供することが適切かを判断するよう留意する。

②町は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

③避難誘導及び救助等

避難誘導にあたっては、地域の住民や自主防災組織等の協力を得て、担架や自動車等で避難できるよう努める。

(2)名簿情報の適正管理

町は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏洩の防止のために必要な措置を講ずるよう努める。

(3)避難所等の責任者への引継ぎ

避難行動要支援者の名簿情報は、避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

3 名簿に掲載されていない要配慮者の避難支援・安全確保

避難行動要支援者名簿に掲載されないことが多い妊娠婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

外国人や旅行者等は、日本語や地理の理解に困難を伴うため、情報発信に係る支援などにより安全を確保する。

4 安否確認等

(1)安否確認

保健師やヘルパー等を避難所等に派遣し、民生委員・児童委員、地域住民等の協力を得て被災状況を確認する。被災状況は災害発生後 24 時間以内に把握できるよう努めるものとし、主に次の確認を行う。

①避難行動要支援者等の確認（避難所にいないときは、自宅の確認もする。）

②介護者、介助者が災害によって介護、介助できなくなっている高齢者、障害者等の確認

③災害によって保護者を亡くした乳幼児等の確認

(2)被災した避難行動要支援者等の措置

被災した避難行動要支援者等の措置について、福祉避難所での介護、医療施設若しくは福祉施設への緊急入院及び入所、自宅での介護、身内による引き取り等連絡調整を図る。また、適切な介護ボランティア等の手配を行う。

第3 避難生活における要配慮者支援

【福祉課、高齢介護課】

1 生活物資の供給

町は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

2 避難所における要配慮者への配慮

(1)区画の確保

避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。

(2)物資調達における配慮

要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

(3)巡回サービスの実施

町は、職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師などにより、チームを編成し、

避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。

(4) 福祉避難所の活用

町は、福祉センター等の公的施設のほか、町があらかじめ協定を締結している社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

3 避難所外も含めた要配慮者全般への支援

(1) 情報提供

町は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、FAXや文字放送テレビ等、ユニバーサルデザインに配慮した伝達手段により情報を随時提供していく。

(2) 相談窓口の開設

町社会福祉協議会に相談窓口を設置し、総合的な相談に応じる。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。

(3) 巡回サービスの実施

町は、職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師などにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

(4) 物資の提供

在宅の要配慮者へ生活支援物資を供給する。確実に供給できるよう配布手段、方法を確立させる。

(5) 福祉避難所の活用

福祉避難所においては、保健師やホームヘルパー等の配置若しくは派遣により、医療や介護など必要なサービスを提供する。

また、避難生活が長期化することによって、発病、症状の悪化が見込まれる避難者については、早い時期に医療施設、社会福祉施設に移送を行う。

[資料編] 2-2 避難所等(3)福祉避難所

[資料編] 9-3 避難施設関係の協定

(6) 外出中の避難行動要支援者等の支援対策

避難所等における避難行動要支援者等の確認の際に把握した地域外の避難行動要支援者等に対し、居住地との連絡調整を行い、それぞれに対し情報提供を行う。

4 応急仮設住宅提供に係る配慮

町は、入居者の選定にあたって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

第4 社会福祉施設等入所者の安全確保 【施設管理者】

1 情報の伝達

町は、必要に応じ、社会福祉施設の管理者に対し、気象情報や高齢者等避難、避難の指示を直接伝達する。

2 施設職員の確保

施設管理者は、緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。

3 避難誘導の実施

施設管理者は、避難が必要な場合は、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に行う。

施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を要請する。

4 受入先の確保及び移送

町は、施設が被災した場合は、受入先や救急自動車等を確保し、施設入所者の移送を援助する。

5 生活救援物資の供給

町は、備蓄物資及び物資の調達により、施設入所者への生活救援物資の供給を行う。

6 ライフラインの優先復旧

町は、施設機能の早期回復を図るため、電力、水道等の優先復旧を要請又は実施する。

7 巡回サービスの実施

町は、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

第5 外国人の安全確保

【町民保険課】

1 安否確認の把握及び避難誘導の実施

(1)安否確認の実施

町は、職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、外国人住民に係る住民票等に基づき外国人の安否確認を実施するとともに、その調査結果を県に報告する。

(2)避難誘導の実施

町は、あらかじめ用意した原稿等を使用し、広報車や防災行政無線等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

2 情報提供及び相談窓口の開設

(1)情報提供

町は、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

(2)相談窓口の開設

町は、庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。また、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保について、県に要請する。

第11節 遺体の搜索、処理、埋・火葬

災害により死亡又は死亡していると推定される者については、迅速かつ適切に搜索、収容、検視（見分）及び検案を行う。身元が判明しない死亡者については、適切に埋・火葬を実施する。なお、遺体の取扱いにあたっては、死者への尊厳に配慮し、人心の安定を図る。

方策	担当部署
第1 遺体の搜索	消防団、東松山警察署
第2 遺体の埋・火葬	町民保険課

第1 遺体の搜索 【消防団、東松山警察署】

1 実施体制

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の搜索は、町職員並びに消防団員をもって搜索隊を編成し、県・警察本部・関係機関及び自治会等の協力のもとに実施する。

2 行方不明者に関する相談窓口の設置

行方不明者に関する問合せ等への対応は、町が相談窓口を設置し、警察機関と連携を図りながら実施する。

3 遺体の処理

(1) 遺体収容所（安置所）の開設

町は、災害発生後速やかにエコミュージアムセンターに遺体の収容所を開設し、県及び警察署に報告するとともに、住民等へ周知する。

前記収容所（安置所）が被災した場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。遺体収容所（安置所）には、検視、死体調査及び検案を行うための検視所を併設する。

(2) 遺体の輸送

町は、県に報告の上、遺体を、警察、消防機関の協力を得て遺体収容所に輸送して収容する。

(3) 管理責任者の配置

遺体収容所に管理責任者を配置し、県等と連絡調整を実施する。

(4) 検案

県救護班（医師）は、検案を行う。また、必要に応じ、遺体の洗浄縫合・消毒等の処理を行う。

(5) 遺体の収容、一時保管

町は、検視、死体調査及び検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。また、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。

[資料編] 2-7 遺体の収容

第2 遺体の埋・火葬 【町民保険課】

1 実施基準

身元が判明しない遺体の埋・火葬は、次の基準により、本部長が実施し、撮影等により記録し

ておく。

①埋・火葬の場所	埋・火葬は原則として町内で実施する。
②他の市町村に漂着した遺体	遺体が他の市町村（救助法適用地域外）に漂着した場合、当該市町村は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引きとらせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取る事ができないときは、当該市町村は知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）するものとする。
③罹災地から漂着してきたと推定できる遺体	遺体の身元が判明しない場合で、罹災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施するものとする。
④葬祭関係資材の支給	次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給するものとする。 (1) 棺（付属品を含む。） (2) 埋葬又は火葬 (3) 骨つぼ又は骨箱

2 遺体の埋・火葬の実施

- (1) 遺体を火葬に付する場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。
- (2) 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引き渡す。また、無縁の焼骨堂に収蔵するか無縁墓地に埋葬する。
- (3) 埋・火葬の調整及びあっせん

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、町は、業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

なお、火葬場の処理能力を大幅に超える数の遺体が発見・収容された場合には、他市町村等の協力を得て、火葬を実施する。その際の火葬場までの遺体の搬送については町が負担する。

[資料編] 2-7 遺体の収容

第12節 障害物の除去

災害により土砂、立木等の障害物が日常生活に欠くことができない場所及び道路の機能上支障をきたす場合に、速やかにこれを除去し、被災者の保護と交通路の確保の万全を図る。

なお、道路上の障害物については、避難路の遮断や緊急物資の輸送に支障をきたすことから、町は、緊急時に使用する道路として優先的に通行の確保を図る。

方策	担当部署
第1 住居関係障害物の除去	建設課
第2 道路関係障害物の除去	建設課
第3 河川関係障害物の除去	建設課
第4 障害物の保管場所等	建設課

第1 住居関係障害物の除去 【建設課】

1 実施責任者

- (1)障害物の除去は、本部長が行う。
- (2)第一次的には町保有の器具、機械を使用して実施する。
- (3)労力又は機械力が不足する場合には、県又は隣接市町からの派遣を求める。
- (4)労力又は機械力が相当不足する場合は、埼玉県建設業協会からの資機材労力等の提供を求める。

2 除去の基準

被災地における障害物の除去は、次の基準で実施する。

(1)対象

障害物の除去の対象となるものは、半壊又は床上浸水した住家であって、日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、玄関、トイレ等）に土砂、立木等の障害物が運び込まれたもので、しかも自分の資力をもってしては障害物の除去ができないものとする。

(2)除去の方法

本部長は、消防機関、東松山警察署及び区域内の住民又は現場にある者並びに法令等により応急措置を実施する責任を有する者、県等関係機関又は民間団体あるいは自衛隊の協力を得て、速やかに住居関係障害物を除去する。

なお、土砂災害等においては、建設重機の早期導入により、除去活動の効率化を図るとともに、除去の実施にあたっては、二次災害を防止する必要な措置を講じて、住居関係障害物の除去活動を行う。

また、状況に応じて賃金職員等あるいは技術者を動員して障害物の除去を行う。

(3)障害物除去対象者の選定基準は、資料編に掲げるとおりとする。

[資料編] 10-5 町内及び周辺地域の各種事業者(1)町内土木建設業者

[資料編] 10-5 町内及び周辺地域の各種事業者(2)大型機械保有者一覧

3 災害救助法が適用された場合の費用等

住宅に対する障害物の除去の費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求する。

[資料編] 10-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

第2 道路関係障害物の除去 【建設課】

1 実施責任者

町内の道路上の障害物の除去は、道路法（昭和27年法律第180号）の規定に基づき、次に掲げる者が実施する。

国、県道：知事

町道：本部長

2 障害物除去の優先道路順位

本部長は、大規模災害時等において緊急を有する場合は、次に掲げる道路障害物を優先的に除去する。

- (1)住民の生命の安全を確保するために重要な道路
- (2)災害の拡大防止上重要な道路
- (3)緊急輸送を行うための重要な道路
- (4)その他応急対策上重要な道路

3 道路障害物の調査等

道路障害物の調査は、建設課がパトロール班を編成して行うものとし、パトロール班は、道路上の障害物の状況を調査し、速やかに本部に報告を行う。

4 除去の方法

本部長は、消防機関、東松山警察署及び区域内の住民又は現場にある者並びに法令等により応急措置を実施する責任を有する者及び県等関係機関又は民間団体の協力を得て速やかに除去する。

なお、土砂災害、倒壊家屋等においては、建設重機の早期導入により、除去活動の効率化を図るとともに除去の実施にあたっては、二次災害を防止するに必要な措置を講じて道路関係障害物の除去活動を次により行うとともに、障害物の除去は、民間事業者の協力により処理する。

- (1)本部長は、被災者の避難及び生活必需物資との円滑な輸送が確保されるよう、できる限り速やかに実施する。
- (2)本部長は、大規模な災害により道路関係障害物の除去対象路線が広範囲にわたるときは、前記2の優先順位により、必要度の高い路線から順次実施する。

[資料編] 10-5 町内及び周辺地域の各種事業者(1)町内土木建設業者

[資料編] 10-5 町内及び周辺地域の各種事業者(2)大型機械保有者一覧

第3 河川関係障害物の除去 【建設課】

1 実施責任者

水防のため緊急の必要があるときは、本部長又は消防長が実施する。

2 除去の方法

本部長又は比企広域消防本部消防長は、区域内の住民又は現場にある者並びに法令等により応急措置を実施する責任を有する者及び県等関係機関又は民間団体の協力を得て速やかに除去するものとし、民間団体への応援等の要請を求める。

なお、除去の実施にあたっては、建設重機の早期導入により、除去活動の効率化を図るとともに、除去の実施にあたっては、二次災害を防止する必要な措置を講じて河川関係障害物の除去活動を行う。

[資料編] 10-5 町内及び周辺地域の各種事業者(1)町内土木建設業者

[資料編] 10-5町内及び周辺地域の各種事業者(2)大型機械保有者一覧

第4 障害物の保管場所等

【建設課】

障害物の保管場所等は、原則として町が指定する次の場所に集積するとともに、障害物を保管又は集積等を行った場合は、速やかに適切な措置を行う。

- (1)状況等により一時的に交通の障害にならない場所
- (2)町有空地及び県有空地

第13節 ライフラインの応急復旧

ライフライン施設の応急対策は、各事業者が実施する。

なお、ライフライン施設は、災害対策や住民生活に大きな影響を及ぼすため、町はライフライン事業者との連絡を密にし、被害状況や復旧予定などに関する情報把握に努める。

方策	担当部署
第1 上水道	上下水道課
第2 下水道	上下水道課
第3 ガス施設	ガス事業者
第4 電力施設	東京電力パワーグリッド(株)
第5 電気通信設備	電気通信事業者
第6 現地作業調整会議の開催	関係各課、ライフライン事業者

第1 上水道 【上下水道課】

1 応急措置

水道事業者は、速やかに被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。復旧作業は、配水池を最優先に行い、順次、配水管の復旧を進める。なお、漏洩規模によっては、関係機関及び付近住民へ通報を行い、危害が人身に及ぶおそれのあるときは、付近住民を退避させる措置を講ずる。

[資料編] 10-5 町内及び周辺地域の各種事業者(3)町水道指定工事業者

2 二次災害防止対策

(1) 二次被害の防止措置

- ①火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。
- ②緊急遮断弁の作動状況を確認し、配水池で浄水を確保する。

(2) 被害発生地区の分離

被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水が不可能な地区を選別し、配水管のバルブ操作等により配水区域を切り離し、配水池の配水の漏出防止を図る。

第2 下水道 【上下水道課】

1 応急措置

(1)被災後、町は、被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

(2)被害を受けなかったとき、支援体制の基本ルールに基づいて被災市町村の下水道施設の緊急点検や応急復旧等の支援を行う。

[資料編] 10-5 町内及び周辺地域の各種事業者(4) 町下水道指定工事業者

2 二次災害防止対策

処理場については、被害状況の把握、大きな機能障害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管渠については、必要に応じて被害の拡大、二次災害防止のための点検を実施し、下水道の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。緊急点検において、路面の陥没等の二次災害が発生するおそれのある場合は、その防止を図るため、必要な措置を併せて実施する。

工事施工中の箇所においては、請負人をして、被害を最小限にとどめるよう指導監督するとともに、状況に応じて現場要員及び資機材の補給を行わせる。

第3 ガス施設 【ガス事業者】

1 ガス事業者による応急対策

ガス事業者は、ガス施設の被災による二次災害の防止及び速やかな応急復旧によって社会公共施設としての機能を維持する。

2 町の応急対策

町は、ガス事業者、消防機関等から情報を収集し、町内の被害の全体像の把握に努めるとともに、復旧の見込みについてガス事業者から情報収集に努める。また、ガスによる二次災害防止の啓発やガスの不足が見込まれる場合は、県及びガス事業者と連携し、必要量の確保を図る。

第4 電力施設 【東京電力パワーグリッド(株)】

1 電力事業者（東京電力パワーグリッド(株)等）の応急対策

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急性を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

2 町の応急対策

町は、電力事業者、消防機関等から情報を収集し、町内の被害の全体像の把握に努めるとともに、感電事故並びに漏電による出火防止の啓発に努める。また、住民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことに鑑み、停電復旧の見込み等について、電力事業者から情報を収集し、広報に努める。

第5 電気通信設備 【電気通信事業者】

1 電気通信事業者（東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ等）による応急対策

災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信確保のため、必要な応急対策を行う。通信施設に被害が生じた場合には、必要な応急復旧対策を行う。

2 町による応急対策

町は、電気通信事業者等から情報を収集し、町内の被害の全体像の把握に努める。また、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消を図るために、災害用伝言ダイヤル等についての周知を図るとともに、復旧の見込み等について、電気通信事業者から情報を収集し、広報に努める。

第6 現地作業調整会議の開催 【関係各課、ライフライン事業者】

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、町、県、ライフライン事業者等は、必要に応じて、現地のライフライン事業者の実動部隊の詳細な調整を行うための現地作業調整会議を開催する。

第14節 公共施設等の応急対策

災害により被害が生じた場合、施設利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

方策	担当部署
第1 町の公共施設	建設課、関係各課
第2 その他の公共的施設等	施設管理者

第1 町の公共施設 【建設課、関係各課】

1 応急措置

- (1) 庁舎、小中学校等について、災害時の施設機能及び人命の安全確保を図るために、速やかに被害状況を把握し、二次災害の防止と建築物の使用可能性について判断する。また、以下の措置ができる限り速やかに実情に即した方法により行う。
- ① 施設管理者は、災害発生時、人命の安全及び施設の機能を確保するため自主的な応急活動を行う。
- ② 避難所に指定されている施設は、建物の被害状況を確認し、避難所として使用可能な場合は速やかに開設の準備及び町本部への報告を行う。
- (2) 町は、管理する公共施設等が被害を受けたことにより、被害が拡大するおそれがあるとき、あるいは応急対策上施工する必要があるときは、できる限り速やかに実情に即した方法により応急措置を行う。

2 各関係施設間の連携

町は、公共施設等が被災した場合は、各関係施設間での相互応援及び機能代替システムの確立を図る。

[資料編] 9-6 ライフライン復旧関係の協定

[資料編] 10-5 町内及び周辺地域の各種事業者(1)町内土木建設業者

第2 その他の公共的施設等 【施設管理者】

1 畜産施設等

- ① 本部長は、災害が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を川越家畜保健衛生所に報告する。
- ② 町は、被害の状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、JA埼玉中央及び農家に対し、次の指導又は指示を行う。
- ア 災害による農舎、畜舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置及び生存家畜の速やかな救出措置
- イ 農業用燃料の漏出防止措置
- ウ 家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲、収容による住民への危害防止措置

2 医療救護活動施設

- ① 施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- ② 施設の責任者は、通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期する。

3 社会福祉施設

- ①社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。
- ②施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- ③施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。
- ④被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

4 一般建築物等

二次災害防止のため、状況に応じて第1 1 及び2 に準じて応急措置等を行う。

第15節 二次災害の防止

風水害に伴う土砂災害等の二次災害を防止し、被害の拡大を抑制するため、気象状況及び危険箇所の監視、避難指示・立入規制並びに応急的な被害防止措置等を適切に実施する。また、被害状況や二次災害の危険性等に関する情報を収集し、関係機関及び住民に対して、要配慮者への配慮を含め必要な情報を迅速かつ的確に提供する。

方策	担当部署
第1 二次災害の防止	総務政策課、建設課、消防団

第1 二次災害の防止 【総務政策課、建設課、消防団】

町は、二次災害の発生に対処するため、県と連携し、次の事項に留意して必要な措置を講ずる。

- (1)降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施
- (2)安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等の実施
- (3)降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施
- (4)町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- (5)町は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害警戒区域等の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
- (6)町は、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等被害者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

第4章 救援期の応急対策活動

町は、応急的な人命救助等が一段落した後も、被災者の生活の安定を図るため、避難所の運営、食料・飲料水・生活必需品の供給、医療・保健・福祉サービスの提供等の救援活動を継続して実施する。あわせて、災害廃棄物の処理や被災住宅の応急修理等の復旧対策を推進し、被災地域の早期の生活再建につなげる。

第1節 災害情報の収集・伝達・共有

救援期においても、引き続き被害情報等の収集・伝達体制を強化していく。

方策	担当部署
第1 救援期の被害情報の収集・伝達	総務政策課、各課
第2 災害情報の共有	総務政策課、各課

1 救援期の被害情報の収集・伝達 【総務政策課、各課】

救援期においても、引き続き第3部第2章第1節「災害情報の収集・伝達・共有」による経過速報を適時更新し、県に報告することにより応援体制の強化を求める。

応急対策が終了した場合（本部を閉鎖した場合）、7日以内に「被害状況調査様式」により確定報告を行う。

2 災害情報の共有 【総務政策課、各課】

総務政策課は、関係各課の的確な災害応急対策に資するため、以下の情報を地図に記入し、その写しを隨時関係各課、関係機関等に回付し情報の共有を図る。

- (1)避難所の開設地点及び避難人数等
- (2)物資輸送拠点
- (3)災害廃棄物等の集積地
- (4)応急仮設住宅の建設予定地
- (5)通行不能区間
- (6)交通規制区間
- (7)停電、断水区域
- (8)その他必要な情報

第2節 広報広聴活動

救援期の広報広聴活動は、被害情報、応急対策情報に加えて、生活情報の提供を進めていく。また、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や住民の要望に適切に対応する。

方策	担当部署
第1 広報活動	総務政策課
第2 広聴活動及び相談窓口の開設	総務政策課
第3 災害記録	総務政策課

第1 広報活動 【総務政策課】

1 救援期における広報の留意点

救援期においても、引き続き第3部 第3章 第2節「広報広聴活動」による住民等への広報を積極的に行う。被災者の情報ニーズは時間とともに変化していくので、被災者のニーズの把握に努め、的確な情報を効果的な手段で提供する。

また、町外への避難者に対する広報にも留意する。

2 広報内容と広報情報の収集担当

初動対応期の広報に掲げるものに加え、次のような情報の提供に留意する。

■救援期に加える広報

広報の内容
①災害情報及び被害状況 ②災害対策活動の状況 ③町内各種公共施設の被害及び復旧状況 ④交通機関及び道路の復旧情報 ⑤電気、水道等の復旧に関する情報 ⑥防疫に関すること ⑦臨時災害相談所の開設に関すること ⑧町一般平常業務の再開状況 ⑨その他必要な事項（二次災害防止情報を含む）

第2 広聴活動及び相談窓口の開設 【総務政策課】

第3部 第3章 第2節 第2「広報活動及び相談窓口の開設」と同じ体制で住民からの声を聴取し、的確な応急対策の実施に資する。また、避難所に広報広聴コーナーを設けるなど、広聴活動を行う。

第3 災害記録 【総務政策課】

総務政策課は、当該災害の記録を将来に伝承するため、活動に伴う書類、メモ、写真等の保管に努める。また、ボランティアの協力も得ながら応急対策の実施状況の写真、ビデオによる記録に努める。

第3節 避難所の運営

避難所の運営は、開設当初は町職員を中心に運営し、その後（避難所の開設がおおむね3日以上に及ぶ場合）は、自主防災会などの地区組織及び避難者による自主運営組織を立ち上げ、町、関係団体及びボランティアの協力のもと、避難所の円滑な運営と避難者間の融和を図る。

方策	担当部署
第1 避難所の運営	福祉課、高齢介護課、教育委員会
第2 避難所外避難者対策	福祉課、高齢介護課

第1 避難所の運営 【福祉課、高齢介護課、教育委員会】

町は、避難所開設に伴い、職員を各避難所に派遣し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行う。運営にあたっては、以下の点に留意して適切な管理を行う。

[資料] 10-2 避難所運営マニュアル

1 避難者名簿等の整備

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握する。町内で不足が見込まれる場合には、県、近隣市町に応援要請する。

2 通信連絡手段の確保

避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。また、災害救助法が適用された場合等には、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

3 避難所の運営

避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営にあたっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないよう配慮する。

避難所の運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等や自主防災組織の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。さらに、災害対応の知見を有するNPO等への被災者支援に関する業務の委託についても検討する。

4 避難者の受入

避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に問わらず適切に受入れることとする。

5 要配慮者や女性、性的マイノリティへの配慮

高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障害者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等を開設当初から設置するように努める。

男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による

被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営にあたっては男女共同参画センターや民間団体を積極的に活用する。また、性的マイノリティから相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(性的マイノリティ本人の了解なしに性的マイノリティであることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。

また、被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援の実施（災害ケースマネジメント）の体制について検討する。

6 要配慮者等に必要な物資等の整備

要配慮者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

〔要配慮者や女性のために必要と思われる物資等の例示〕

- 高齢者…紙おむつ、尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー／ナースコール、義歯洗浄剤
- 乳幼児…タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、人工乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）、離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ（食用と別にする）、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐（おんぶ紐）、ベビーカー等
- 肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者…紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ
- 病弱者・内部障害者・医療的ケア児者…医薬品や使用装具
膀胱又は直腸機能に障害：オストメイトトイレ
咽頭摘出：気管孔エプロン、人工咽頭
呼吸機能障害：酸素ボンベ
- 聴覚障害者…補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ
- 視覚障害者…白杖、点字器、ラジオ
- 知的障害者・精神障害者・発達障害者…医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具、イヤーマフ、絵カード、クールダウンスペース
- 女性…女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツ等の衛生用品、中身の見えないゴミ袋、防犯ブザー・ホイッスル
- 妊産婦…マット、組立式ベッド
- 外国人…外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム（絵文字）、スプーン・フォーク、ハラール食、ストール

7 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるなど、避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食

等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努める。

また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

8 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態の十分な把握や福祉的な支援を行い、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制、埼玉県医師会との協定に基づく医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。

また、高齢者や障害者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、訪問介護・居宅介護の派遣等の必要な措置をとる。

9 避難所における感染症対策

感染症の伝播のおそれがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針」（埼玉県作成）に沿って、防災担当部局と保健福祉部局等が連携し、必要な措置を取る。

10 避難者と共に避難した動物の取扱い

町は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養することとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負う。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負う。

町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

第2 避難所外避難者対策 【福祉課、高齢介護課】

町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。

また、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図る。特に車中泊の被災者に対しては、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとし、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弹性ストッキングの配布等を実施する。

町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約

し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を在宅避難者等の支援拠点の利用者に対しても提供する。

また、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

第4節 防疫・保健衛生

また、災害に伴う二次的な災害としての感染症の発生蔓延の防止、食中毒の発生予防のため、被災者の衛生指導、家屋内外の消毒、感染症の媒体となる鼠や昆虫の駆除等の防疫・保健衛生活動を迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期す。

方策	担当部署
第1 実施体制	環境課
第2 防疫活動	環境課
第3 食品の衛生監視	環境課
第4 動物愛護	環境課

第1 実施体制 【環境課】

1 実施責任者

町における被災地の防疫は、東松山保健所の指導、指示に基づいて本部長が実施する。

ただし、町の被害が甚大で、町だけでの実施が不可能又は困難なときは、東松山保健所長に応援を要請し、県又は他市町村からの応援を得て実施する。

2 防疫の実施組織

(1) 本部長は、防疫実施のため、必要な組織を編成する。

(2) 本部長は、食品の衛生を監視する必要があると認める場合は、東松山保健所の防疫関係職員の協力を得て組織を編成する。

第2 防疫活動 【環境課】

1 本部長は、災害の種類、程度に即応した防疫活動を行うものとし、特に、河川の出水による被害地域については、被災後速やかに状況に応じた防疫活動を行う。

2 町は、県の指示を受け、消毒の実施及び害虫駆除を行う。

3 本部長は、被災戸数及び防疫活動について、知事に対し迅速に報告する。

4 防疫の種別と方法

防疫の活動は、次の方法により行う。

(1) 検病調査及び健康診断

本部長は、知事が行う検病調査の実施に協力するとともに、その調査の結果、知事が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第17条の規定に基づき実施する健康診断の実施に併せて協力する。

(2) 臨時予防接種

本部長は、県が感染症予防上必要があると認め、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定による臨時予防接種を実施するときは、これに協力する。ただし、町において実施することが適當と認め、知事が命令したときは、本部長が実施する。

(3) 消毒方法

町は、感染症法第27条の規定に基づく知事の指示に従い、同法施行規則（平成10年厚生省令第99号）第14条の規定に基づく消毒方法を防疫予防班によって実施する。

(4)ねずみ族、昆虫等の駆除

町は、感染症法第28条の規定による知事が定めた地域での知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するとともに、同法施行規則第15条の規定に基づくねずみ族、昆虫等の駆除に必要な器具及び薬品等を設備する。

なお、ねずみ族、昆虫等の駆除の実施にあたっては、同法施行規則第15条の規定に基づく方法による。

(5)物件に係る消毒

町は、感染症法第29条の規定に基づく知事の指示に従い、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について消毒する。

なお、消毒の実施にあたっては、同法施行規則第16条の規定の基準に従い実施する。

(6)生活の用に供される水の供給

町は、感染症法第31条の規定に基づく知事の指示に従い、生活の用に供される水の供給を行う。

(7)避難所の防疫指導等

本部長は、避難所を開設した後、施設管理者は、県又は東松山保健所の防疫関係職員の指導等の協力を得て避難所の防疫措置を実施し、指導の指示徹底を期する。

5 防疫薬剤等の調達方法

(1)町は、防疫及び保健衛生用資機材の調達計画に基づき必要な資機材を調達する。

(2)防疫薬剤の調達については、東松山保健所長を経て知事に要請し、県若しくは東松山保健所の防疫関係職員の指示又は指導により調達する。

6 感染症の患者発生に対する措置

平成11年度から県の感染症指定医療機関については、「感染症法」の規定により入院措置等の対応が改められたため、速やかに保健所から蔓延防止の指示を仰ぎ協力する。集団発生した場合は、感染予防対策により、発生地区及び離散家族等の入院医療機関の掲示を避難所又は公共施設にする。

なお、集団発生時に道路等が寸断され、患者を移送できない場合等も、仮設収容先又は臨時医療機関先等を掲示する。ただし、患者等のプライバシー保護のため、患者氏名は一切掲示しない。

町は、県の指示を受け、消毒の実施及び害虫駆除を行う。

[資料編] 2—5 医療機関(3)感染症指定医療機関

第3 食品の衛生監視 【環境課】

本部長が食品の衛生を監視する必要があると認める場合又は知事の指示による場合は、東松山保健所の防疫関係職員の協力を得て、東松山保健所長の指示・指導のもとに、次の活動を行う。

(1)救護食品の監視指導及び試験検査

(2)飲料水の簡易調査

(3)その他食品に起因する被害発生の防止

第4 動物愛護 【環境課】

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県や獣医師会、動物関係団体、ボランティア等との協力体制の確立を図る。

1 被災地域における動物の保護

所有者不明の動物、負傷動物等は県、町、獣医師会、動物関係団体等が協力の上保護し、動物救援本部が設置する動物保護施設等へ搬送する。

2 避難所における動物の適正な飼養

町は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができるとする。

3 情報の交換

町は、県、動物救援本部等と連携して、次の情報を収集、提供する。

- (1) 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況
- (2) 必要資機材、獣医師の派遣要請
- (3) 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
- (4) 他市町村への連絡及び応援要請

4 その他

動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察、保健所の協力を得て収容、管理する。

第5節 廃棄物対策

被災地におけるし尿、生活ごみ及びがれきの収集、運搬、処分等を適切に行い、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。

方策	担当部署
第1 廃棄物の処理体制	環境課
第2 し尿処理	環境課、上下水道課
第3 生活ごみ	環境課
第4 災害ごみ	環境課

第1 廃棄物の処理体制

【環境課】

1 実施責任者

本部長は、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。

ただし、町の被害が甚大で町だけでの実施が不可能又は困難なときは、県又は他市町村からの応援を得て実施する。

2 処理体制の確保

(1)町は、災害発生後直ちに一般廃棄物処理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握と応急復旧を行う。

(2)風水害、火災によるごみ処理は、その状況を調査の上、実施する。

第2 し尿処理

【環境課、上下水道課】

1 実施体制

(1)町は、被災者の生活に支障が生ずることのないよう行う。

(2)し尿の処理は、委託清掃業者において清掃班を編成して実施する。

(3)町は、必要により県に対して、他市町村への広域的な支援要請を行う。

2 し尿の収集

し尿の収集は、バキューム車によってくみ取りを行い処理する。

3 仮設トイレの設置及び撤去

本部長は、被災地の被害状況等により仮設トイレを設置するとともに、避難所等を開設した場合は、各避難所等の人員を考慮して、仮設トイレを設置する。その際、障害者等への配慮を行う。なお、仮設トイレのし尿の処理は前記2により処理する。

町は、水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

[資料編] 3-4 食料・生活必需品等

[資料編] 10-5 町内及び周辺地域の各種事業者(5)清掃業者

第3 生活ごみ 【環境課】

- (1)生活ごみの収集及び処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づく「滑川町一般廃棄物処理計画」により実施する。
- (2)町は、災害発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、速やかに避難所ごみを含む生活ごみの収集体制を整え、衛生向上を図り、処理施設の復旧状況を踏まえ、収集品目及び量の拡大を図る。遅くとも数日後には収集を開始し、大量に発生した生活ごみの早期の処理に努める。
- (3)生活ごみの収集は、委託清掃業者において清掃班を編成して実施する。

なお、生活ごみは、生ごみを優先的に収集するものとし、生活ごみの処分は、前記ごみ焼却施設で焼却等の処分を行うことを原則とするが、処理能力を上回るごみが集積した場合は、必要に応じ環境衛生上支障のない方法で処分する。

[資料編] 10-5 町内及び周辺地域の各種事業者(5)清掃業者

第4 災害ごみ 【環境課】

災害ごみの収集及び処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づく「滑川町一般廃棄物処理計画」「滑川町災害廃棄物処理計画」を原則として実施する。また、災害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する災害廃棄物処理について、必要に応じて計画の見直しを行う。

町は、危険なもの、通行上支障のあるもの、腐敗性廃棄物等を優先的に収集運搬する。また、意図しない場所に片づけごみ等が集積される状況が見られる場合は、適宜巡回し、計画的に収集運搬を行う。また、選別・保管のできる仮置き場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルートの確保を図る。

応急活動後、町は、がれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

1 災害廃棄物の仮置場候補地の選定

町は、あらかじめ計画された災害廃棄物の発生量の推計値及び既存施設での災害廃棄物の処理可能量を踏まえて、発生後、災害廃棄物の発生量又はその見込み量等に応じて仮置場を開設する。仮置場の確保は平時に選定した仮置場が基本となるが、落橋、がけ崩れ、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるよう選定場所以外の候補地の把握に努める。

2 災害ごみ収集

災害ごみの収集は、損壊家屋から排出される廃材、疊、家具等の粗大ごみ及び瓦、コンクリート等となるため、民間団体等に協力を要請して早期に収集を行うとともに、できる限り種類ごと(分別)に収集するようあわせて要請する。

また、仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための住民への広報や仮置場内の運営の体制を検討する。

加えて、仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備する。

応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、住民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を検討する。

3 災害ごみ収集の優先順位

災害ごみは、保健衛生上観点から次により優先的に収集する。

- ① 腐敗性の高いごみや応急対策上及び生活上、重大な支障を与えるごみ
- ② 浸水地域のごみ及び避難場所等のごみ

4 災害ごみの処分

災害ごみの処分は、燃えるごみ、不燃ごみ、危険物、資源ごみ等品目ごとに分類しごみ処理施設で処分することを原則とするが、一時に大量に出るごみや粗大ごみを速やかに処分することは困難のため、次の緊急対策処置を講じて処理する。

- (1) 臨時集積場所の開設
- (2) 早朝及び日曜・祝祭日の受付実施
- (3) 住民に対する清掃指導及び自己搬入の協力要請
- (4) 自己搬入に伴う処分手数料免除のための罹災証明書の発行

加えて、ボランティア、N P O 法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、N P O 等と協議し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

5 損壊家屋の解体

町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

6 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

町は、石綿等の有害廃棄物を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱事業所からの混入を防止し、適正な処理に努める。

7 へい獣の処分

牛、馬、豚、山羊等の死体の処分は、原則として化製場に搬入して処理するが、やむを得ず地中に埋める場合にあっては、環境衛生監視員の指示に基づき処理する。

8 その他

本部長は、災害時において被災地の廃棄物処理を行った場合は、埼玉県災害対策本部を経由して、災害時における廃棄物処理に関する報告を延滞なく行う。

第6節 応急住宅対策

災害による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を供給するため、用地確保や設置計画の策定、資材の調達など、応急仮設住宅の迅速な供給を行うための体制の確立を図る。

方策	担当部署
第1 実施体制	税務課、建設課
第2 被災宅地危険度判定	建設課
第3 被害認定調査の実施	税務課
第4 応急住宅	建設課
第5 被害家屋の応急修理	建設課

第1 実施体制 【税務課、建設課】

- 被災者に対する応急住宅の設置及び住宅の応急修理は、本部長が行う。ただし、救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置については知事が行い、本部長は知事を補助する。
- 住宅の応急修理については、あらかじめ知事の職権が委任されている本部長が行う。
- 応急仮設住宅の建設は、救助法が適用になった場合は知事が、知事から職権を委任された場合や救助法が適用されない場合は本部長が行う。

第2 被災宅地危険度判定 【建設課】

町は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定を速やかに行うものとし、必要に応じて県に協力の要請を行う。

第3 被害認定調査の実施 【税務課】

町は、災害により被害を受けた住家の被害認定の実施に際しては、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和7年7月）及び改正被災者生活再建支援法（令和2年12月4日改正）に基づき実施する。

また、町は、家屋の被害認定の担当者のための研修機会へ参加し、災害時の家屋被害認定を迅速に行えるようにする。

「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の認定基準は、下表のとおり。

被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家

被害の程度	認定基準
	の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。 具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。

※「災害救助法事務取扱要領（令和7年10月、内閣府政策統括官（防災担当））」による。

第4 応急住宅 【建設課】

災害による家屋の倒壊、焼失等の被害により家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を確保することが必要である。このため、公的住宅の利用、応急仮設住宅の用地確保や設置計画の策定など迅速な供給を行うための体制の整備を推進していく。

1 救助法を適用した場合の応急仮設住宅確保の実施基準

町は、以下の基準に従い被害状況の把握を行い、救助法の適用基準に該当するかどうかを判断し、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して救助法の適用を要請する。

(1) 実施責任者

- ① 対象者及び設置箇所の選定：本部長
- ② 設置：知事

(2) 対象

災害のために住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者で、自らの資力では住宅を確保することができない者

(3) 設置場所

- ① 飲料水が得やすい場所
- ② 保健衛生上適当な場所
- ③ 交通の便を考慮した場所
- ④ 居住地域と隔離していない場所

(4) 設置戸数

被害状況により、設置戸数を決定する。

(5) 建物の構造

軽量鉄骨組立方式とする。

(6) 規模及び費用

- ・規模：応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定
- ・基本額：1戸当たり 7,089,000 円以内

(7) 期間

- ①災害発生の日から原則として 20 日以内に着工
- ②入居期間は竣工の日から原則として 2 年以内とする。

2 応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅は、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設型仮設住宅」及び民間の賃貸住宅等を借上げて供与する「賃貸型応急住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。県は、市町村からの要請に基づき、設置戸数を決定する。

(1) 建設型仮設住宅の設置

①用地の確保

町は、県及び町独自の応急仮設住宅適地の基準に従い、原則としてあらかじめ選定した仮設住宅建設予定地に建設するが、必要戸数の確保が困難な場合には、近隣市町相互間で融通を行う。

私有地については、地権者等との協定を結ぶなどの方策を講じる。

[資料編] 2-8 町有応急仮設住宅建設用地

②応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、県若しくは町の直営工事又は建設業者との請負契約により実施する。

応急仮設住宅の建設にあたり必要があるときは、本部長は農林水産省（関東森林管理局）に對し、国有林野産物（木材）の払い下げを県を通じて申請し、木材の確保を図る。

[資料編] 10-5 町内及び周辺地域の各種事業者(1)町内土木建設業者

(2) 入居者の選定

町は県と協力し、被災者の状況を調査の上、以下の基準に基づき入居者決定する。

- ①住居が全焼（壊）又は流失した被災者
- ②居住する住宅がない被災者
- ③自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者

選定にあたっては、福祉課、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して選定する。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

(3) 応急仮設住宅の維持管理

応急仮設住宅は、町が公営住宅に準じて維持管理する。

3 民間賃貸住宅の利用（賃貸型応急住宅）

町は県と協力し、関係団体等に対し災害時の協力について働きかけを行い、借上げ又はあっせんの方法により民間賃貸住宅が提供できるように努める。

- | |
|--|
| ①入居資格は、2(2)に準ずる。 |
| ②入居者の募集・選定は、応急仮設住宅の基準に準じ、その他の生活条件等を考慮して行う。 |
| ③入居者の管理は、町が、県が定める基準を基に行う。 |

[資料編] 9-4 民間賃貸住宅の提供支援に関する協定

4 公的住宅の利用

公営住宅や他の公的住宅の空室、公営宿泊施設を一時的に供給する。

(1) 公的住宅の確保

町は災害時に、公営住宅の空き室の確保に努めるとともに、他の自治体及び都市再生機構・公社等に空室の確保を依頼し、被災者に供給する。

(2) 入居資格

次の各号のすべてに該当する者のほか、本部長が必要と認めるものとする。

ただし、使用申込は一世帯一か所とする。

- ① 住宅が全焼、全壊又は流失した者
- ② 居住する住居のない者
- ③ 自らの資力では住宅を確保することができない者

(3) 入居者の選定

町は、確保した空室の募集計画を策定し、空室の住宅の管理主体に入居者の募集及び選定を依頼する。入居者の選定については、応急仮設住宅の基準に準じ、その他の生活条件等を考慮して各管理主体が行う。ただし、使用申込みは一世帯一か所とする。

第5 被害家屋の応急修理 【建設課】

町は、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理ができない者又は大規模半壊の被害を受けた者を対象とし、日常生活に不可欠の部分について必要最低限の修理を行う。

1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

町は、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊（相当）の被害を受けた者を対象とし、雨水の侵入等を放置すれば住宅の被害が拡大するおそれがある部分について緊急の修理を行う。

(1) 修理の判断

現場確認や被災者が申請時に持参する写真等に基づき、準半壊以上（相当）か否かについて判断を行う。

(2) 修理の範囲

屋根、外壁、窓ガラス等で、雨水の侵入等による住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分

(3) 修理の期間

災害発生の日から原則として10日以内に完了する。

2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(1) 修理戸数の決定

被害状況、住宅の被害認定（罹災証明発行のため実施するもの）等より修理戸数を決定する。

(2) 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度

(3) 修理の期間

災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）に完了する。

第7節 応急教育

災害時において、園児・児童生徒等及び学生の教育活動の確保に万全を期すため、町及び町教育委員会は、所管する学校を支援及び指導し、応急教育の充実を図る。

方策	担当部署
第1 応急教育の実施	教育委員会
第2 教材、学用品等の調達及び配給の方法	教育委員会

第1 応急教育の実施 【教育委員会】

1 応急教育の実施施設

町教育委員会は、災害の規模及び被害程度に応じて、概ね次の方法により教育活動が災害によって中断することのないよう、応急教育の実施に努める。応急教育の実施にあたっては、県教育委員会と連携し、早期に授業の再開、継続ができるよう講ずる。

なお、町教育委員会は、下記の施設を利用する場合には、関係機関と密接な連絡の上、避難者の収容その他応急対策に支障のないよう配慮する。

(1)学校その他教育施設の校舎等の一部等が被害を受けた場合

体育館及び公共施設を利用する。

(2)学校その他教育施設の校舎等の全部等が被害を受けた場合

公民館、その他社会教育施設等の公共施設を利用する。

(3)地域全体が被害を受けた場合

隣接地域の被害が軽微な市町村に応援を要請し、最寄りの学校施設その他公民館等の公共施設を利用する。

2 応急教育の方法

町教育委員会は、学校その他教育施設の状態、園児・児童生徒等及びその家族の被災の程度、交通機関、道路の復旧状況等を勘案し、次の方法等により応急教育の実施に努める。

(1)応急教育の準備

①学校長等は、準備した応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を行う。

②学校長等は、応急教育実施に向けて、教職員を掌握するとともに校舎内外の整備を行い、児童生徒等の被災状況を調査し、町教育委員会と連絡し、教科書及び教材の供与の要請を行う。

③教材・学用品等の調達及び配給は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行う。

④町教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達に万全を期する。あわせて、連絡網の確立を図り、指示事項の徹底を期する。

⑤校長は、応急教育計画に基づき学校に収容できる児童生徒等は、学校に収容し指導する。教育活動の再開にあたっては、特に登下校の安全確保に留意するものとし、通学路の被害状況に応じて危険防止措置を講ずる。また、被災児童生徒等の負担にならないよう、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点をおく。また、必要がある場合は、家族との臨時連絡体制を考慮する。

⑥応急教育を受けられない避難中の児童生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、⑤に準じた指導を行うように努める。

(2)教職員が被害により教育の実施が困難な場合

教職員の被災に伴い、教育の実施が困難な場合も予想されるので当該学校以外の学校教職員の臨時配置等により教育実施者の確保に努める。

(3)学校施設の使用が不可能な場合

①避難所に学校を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、町教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。

②当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり通常の教育が実施し難いことも予想されるので、それぞれの実情に応じた措置により授業が継続実施できるよう努める。

(4)応急授業が不可能な場合

①被害等により応急授業が不可能となったときは、休園、休校とする。

なお、通常の教育活動が長期に渡り不可能な状態となったときは、幼稚園及び小中学校と園児・児童生徒等との連絡方法、組織（通学班等）、学習についての指導、工夫をする。

②被害の程度により臨時休業の措置を執ることも予想されるので、授業のできなかつた時間について補習授業等を行いその万全を期する。

(5)平常授業の再開

学校長は、災害復旧の推移を把握し、町教育委員会と緊密に連絡の上、可能な限り早く平常授業にもどすように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

3 給食等の措置

(1)東松山市内の学校給食施設が被災した場合は、速やかにその状況把握に努め、状況に応じて他の市町村に応援を依頼し、給食の実施に努める。

(2)衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症、食中毒の発生のないよう努める。

第2 教材、学用品等の調達及び配給の方法 【教育委員会】

1 実施責任者

教材、学用品等の調達及び配給は、町教育委員会並びに小中学校の協力を得て、本部長が実施する。

2 災害救助法による支給

学用品の調達、配分等は、町が行う。ただし、町による調達が困難と認めたときは、県に調達を依頼する。

(1)教材学用品等の支給を受ける者

住家が全壊（全焼）、流失、半壊（半焼）及び床上浸水により学用品等を喪失又はき損し、就学上支障のある児童生徒等とする。

(2)学用品等の範囲

ア 教科書及び教材

イ 文房具（ノート、鉛筆、クレヨン、画用紙、下敷等）

ウ 通学用品（運動靴、傘、鞄、長靴等）

(3)支給の期間

支給学用品等は、次に定める期間内に支給対象者に手渡す。

ア 教科書及び教材 災害発生の日から1月以内

イ 文房具及び通学用品 災害の日から15日以内

④ 費用の範囲

学用品の給与に要した費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求する。

[資料編] 10-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等